

睦沢町

高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

睦 沢 町

はじめに

全国的に人口減少と少子化が進行しており、令和7年には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に、令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、総人口・現役世代人口が減少する中で、医療・介護の複合的ニーズを有する85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

本町の高齢化は全国よりも早いペースで進行し、令和5年（9月末現在）には、41.9%となり、後期高齢者も増加傾向が続く見込みであることから、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、単身の高齢者のみの世帯の増加が予想されます。

このような背景の中、地域社会を構成する全ての人が互いに支え合いながら、あらゆる分野との連携・協働による共生社会づくりと、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が重要になっています。

本町では、令和3年3月に策定した「睦沢町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「すべての町民や地域の仲間が健康でともに支え合うまちづくり」を継承し、令和6年度から令和8年度までの計画では、地域共生社会の実現に向け、小さな自治体の強みを活かして地域包括支援センターを中心とした「縦割り」ではなく「まるごと」包括的な相談支援体制の充実と共に、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みを実施してまいります。

また、加齢によるフレイルからの要介護状態になることを防ぐため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力くださいました町民の皆様を始め、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員の皆様には、貴重なご意見を賜り心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

睦沢町長 田 中 憲 一



目 次

第1部 総論	
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会	3
(2) アンケート調査	3
(3) パブリックコメント	3
5 第9期における介護保険制度の改正について	4
第2章 高齢者人口等の推移	5
1 睦沢町の人口構造	5
2 総人口・高齢者数の推移	5
3 要支援・要介護認定者数の推移	6
4 介護サービス利用者数の推移（月当たり平均数）	7
5 年間給付費の推移	7
第3章 高齢者の生活実態（アンケート調査結果）	8
1 調査目的	8
2 調査の概要	8
3 健康と暮らしの調査結果（抜粋）	9
(1) 性・年齢・家族構成別対象者	9
(2) 要介護リスクの状況	10
(3) 社会参加の状況	10
(4) 主観的健康観	11
(5) 治療中または後遺症のある病気	12
4 在宅介護実態調査結果（抜粋）	13
(1) 主な介護者と本人の関係	13
(2) 主な介護者の年齢	13
(3) 本人が抱えている疾病	14
(4) 介護保険外の支援・サービスの利用状況	15

(5) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス	15
(6) 主な介護者が行っている介護	16
(7) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護 ...	17
第4章 高齢者保健福祉計画の方向性	18
1 現況と課題	18
2 計画の基本的な考え方	20
(1) 地域共生社会を目指した地域包括ケアシステムの推進	20
(2) 健康づくりと介護予防の一体化	20
(3) 高齢者がいきいきと暮らすためのまちづくり	20
(4) 「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進	21
(5) 持続可能な介護保険制度運営	21
3 基本理念	22
4 施策の体系	23
第2部 各論	
第1章 地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの深化	27
1 地域包括ケアシステムの推進	27
(1) 地域包括支援センターの機能強化	28
(2) 地域共生社会に向けた取組	29
第2章 健康づくりと介護予防（地域支援事業）	30
1 健康づくり事業	30
(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査	30
(2) 各種がん検診	31
2 介護予防・日常生活支援総合事業	33
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	33
(2) 一般介護予防事業	34
3 包括的支援事業	35
(1) 地域包括支援センターの運営	35
(2) 社会保障充実分	37
4 任意事業	41
5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	42
(1) 先進予防型まちづくりによる保健事業と介護予防の連携	42
(2) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）	42

(3) 通いの場等における健康教育、健康相談等 (ポピュレーションアプローチ)	43
第3章 生きがい・社会参加	45
1 生涯学習・生涯スポーツ	45
(1) 生涯学習	45
(2) 生涯スポーツ	45
2 交流活動・文化活動	45
(1) 老人クラブ活動	45
(2) 文化・芸術活動	46
(3) ふれあい事業	46
(4) エンディングに向けた支援	46
3 シルバー人材センター	47
4 高齢農業者の支援	47
5 健康ポイントの取組	47
第4章 生活支援サービス	48
1 在宅福祉サービス	48
(1) 緊急通報体制の整備	48
(2) 「食」の自立支援事業	48
(3) 紙おむつ等購入費助成事業	49
(4) 高齢者一時保護事業	49
(5) 外出支援	49
2 施設サービス	50
(1) 養護老人ホーム保護措置	50
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	50
(3) サービス付き高齢者向け住宅	50
(4) 有料老人ホーム	51
3 地域福祉活動の推進	51
(1) ボランティア活動の促進	51
(2) 福祉意識の啓発	51
(3) 小域福祉圏ネットワーク活動	52
第5章 安心・安全の確保	53
1 日常生活の安心・安全	53
(1) 消費者被害の防止	53

(2) 高齢者見守り事業	53
2 災害への対策	53
3 感染症等による健康危機への対応	53
第6章 介護保険サービスの充実	54
1 在宅介護サービスの充実	54
(1) 予防給付サービスの提供	54
(2) 介護給付サービスの提供	54
2 地域密着型サービスの充実	54
3 施設介護サービスの充実	54
4 介護サービスの第8期実績と第9期目標値	55
(1) 居宅介護サービス・介護予防サービスの実績と見込量	55
(2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの実績と見込量 ..	62
(3) 施設サービスの実績と見込量	63
(4) 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込量	64
(5) 施設サービスの利用定員の状況	64
(6) 第9期計画期間の地域密着型サービス事業所整備予定数	64
(7) 第8期介護保険給付費の実績（見込額）	65
第7章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み	67
1 将来人口推計	67
(1) 年齢階層別人口推計	67
(2) 被保険者数の推計	68
(3) 要支援・要介護認定者数の推計	68
2 介護保険料事業給付費の見込	69
(1) 第9期予防給付費の見込額	69
(2) 第9期介護給付費の見込額	70
3 第9期地域支援事業費の見込額	71
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	71
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 ...	72
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	72
(4) 地域支援事業費の合計	72
(5) 第9期総給付費の見込額	73
4 第1号被保険者の保険料の設定	73
(1) 介護保険の財源構成	73

(2) 介護保険料の算出方法	74
(3) 保険料基準額の指標	75
(4) 介護保険料基準額（月額）の内訳	75
(5) 第9期所得段階別介護保険料の見込	76
5 中・長期的なサービス量・保険料推計	78
(1) 年齢階層別総人口の推計	78
(2) 被保険者数の推計	79
(3) 要支援・要介護認定者の推計	79
(4) 予防給付費の見込額	80
(5) 介護給付費の見込額	81
(6) 総給付額の推計	82
(7) 地域支援事業費の推計	83
(8) 包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費の推計	84
(9) 包括的支援事業費（社会保障充実分）の推計	84
(10) 地域支援事業費の合計	84
(11) 介護保険料基準額の指標	85
(12) 介護保険基準額（月額）の内訳	85
6 町介護給付費適正化計画	86
(1) 公平・公正かつ迅速な要介護認定	86
(2) ケアプランの点検	86
(3) 縦覧点検・医療情報との突合	86
(4) 介護給付費通知	87
第8章 計画の円滑な推進	88
1 連携体制の充実	88
(1) 庁内推進体制	88
(2) 関係機関との連携体制	88
(3) 地域との協働体制	88
2 介護サービスの質の向上、業務効率化	88
(1) ケアマネジメントの質の向上	88
(2) 地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援 ケアマネジメントの質の向上	88
(3) 介護サービス事業者への指導・監督	89

(4) 介護業務の効率化のための支援検討	89
3 介護人材の確保	89
4 情報提供・相談体制の強化	89
5 利用者負担の軽減	89
(1) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業	90
(2) 介護保険料の減免	90
6 計画の進行管理	90
資料編	91
1 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱	93
2 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿	95

第 1 部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が見込まれます。

また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なります。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在します。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。

また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要です。

こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、令和6年度から令和8年度までの睦沢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた高齢者福祉サービス、介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。）を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

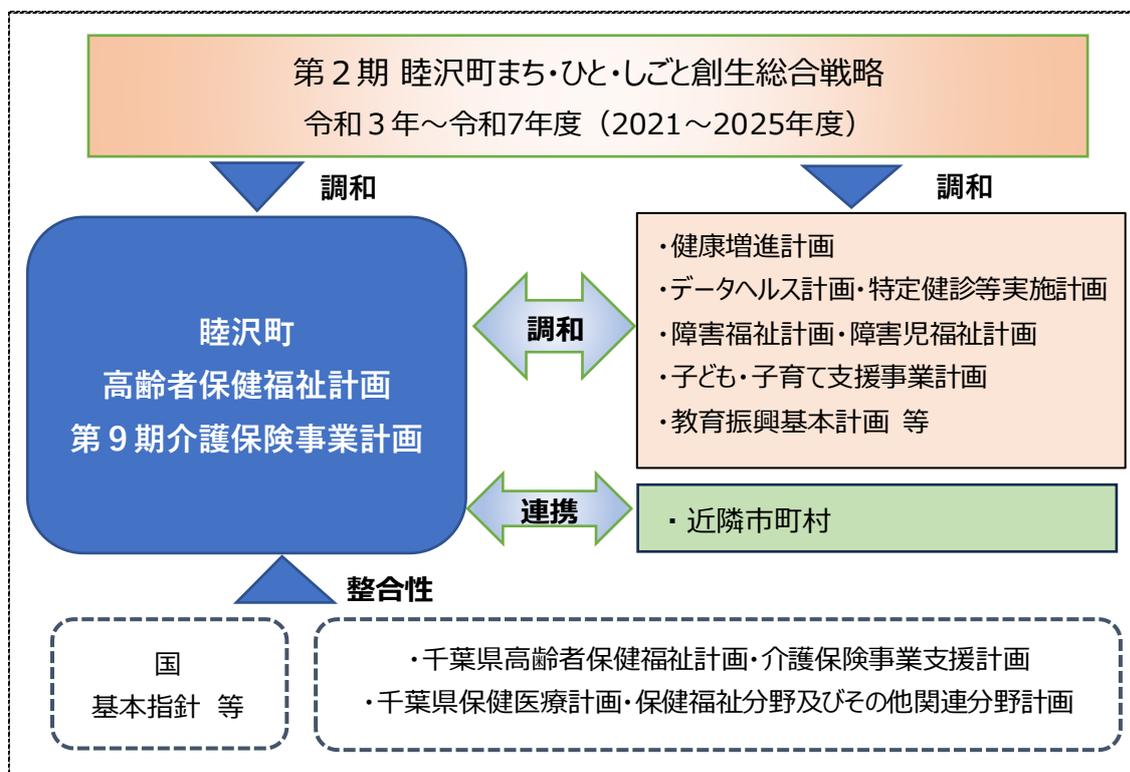
2 計画の位置付け

本計画は、睦沢町の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営に係る基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

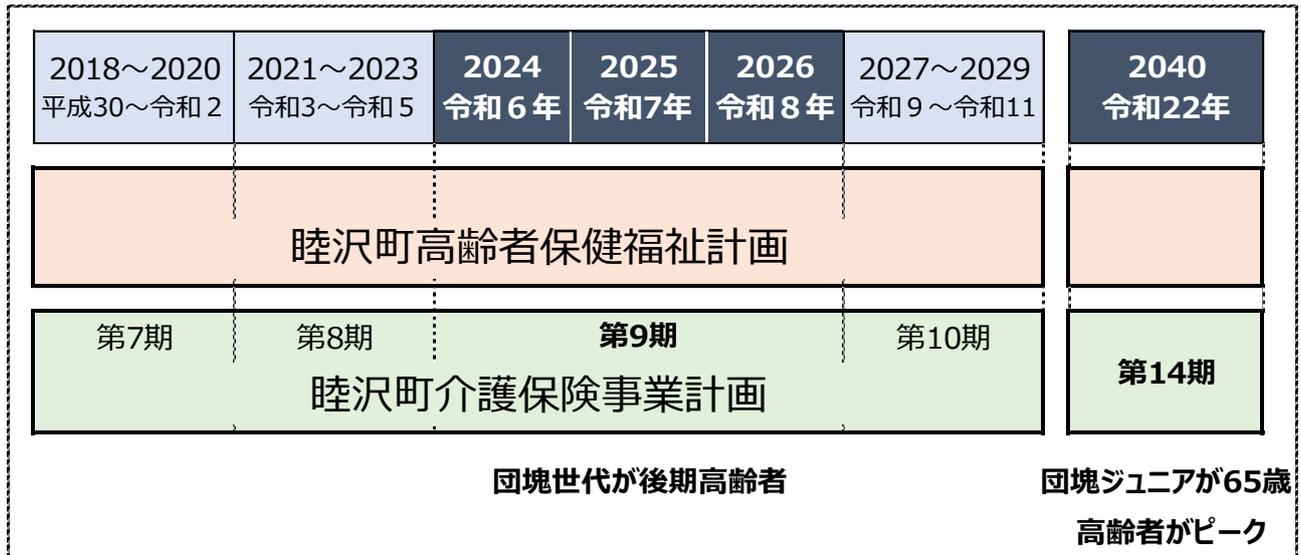
地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

また、「第2期 睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する専門的・個別的な領域を受け持つとともに、「千葉県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との連携・整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、本計画中の令和7年度に団塊の世代が後期高齢者となり、全国的に高齢者人口が増加し、ピークとなる令和22年度（2040年）までを見据えた中長期的な視点で、地域包括ケアシステムの進化・推進を目指し、3年ごとに見直し・改善を図る予定です。



4 計画の策定体制

(1) 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会

本計画の策定にあたり、被保険者、医療関係者、介護サービス事業者、保健医療福祉関係者等の参画により設置した「睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会」において計画内容を総合的に審議しました。

(2) アンケート調査

本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見等をうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、一定期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを実施しました。

5 第9期における介護保険制度の改正について

＜令和6年4月施行の介護保険法等改正ポイント＞

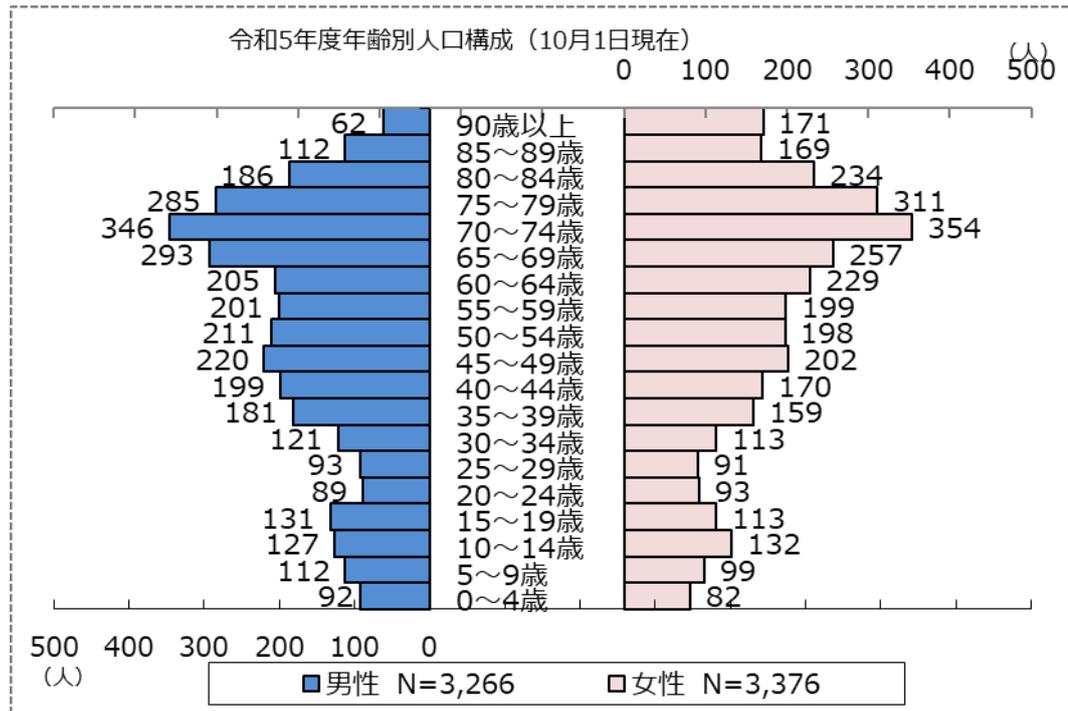
令和6年4月以降に施行される介護保険法改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）の内容は以下のとおりです。

<p>㊦</p>	<p>介護情報基盤の整備</p> <p>○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</p> <p>*被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け</p> <p>*市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする</p>
<p>㊧</p>	<p>介護サービス事業者の財務状況等の見える化</p> <p>○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</p> <p>*各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け</p> <p>※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表</p>
<p>㊨</p>	<p>介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</p> <p>○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</p> <p>*都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など</p>
<p>㊩</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</p> <p>○看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</p> <p>*看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など</p>
<p>㊪</p>	<p>地域包括支援センターの体制整備等</p> <p>○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</p> <p>*法改正の結果、地域包括支援センターが地域の居宅介護事業所に外部委託する形で行われてきた予防ケアプランの作成について、事業所が介護サービスとして直接実施するなど</p>

第2章 高齢者人口等の推移

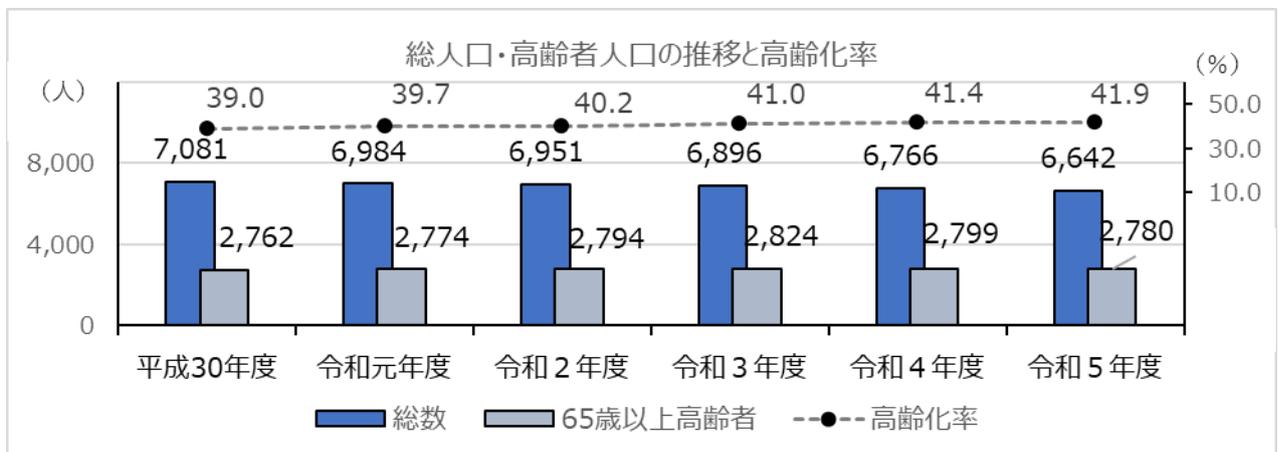
1 睦沢町の人口構造

令和5年9月末現在の総人口は6,642人で男性3,266人、女性3,376人です。全体的に団塊の世代を中心に65歳以上の高齢者が多く、人口構造は逆三角形になっています。本町も少子高齢化が進んでいます。



2 総人口・高齢者数の推移

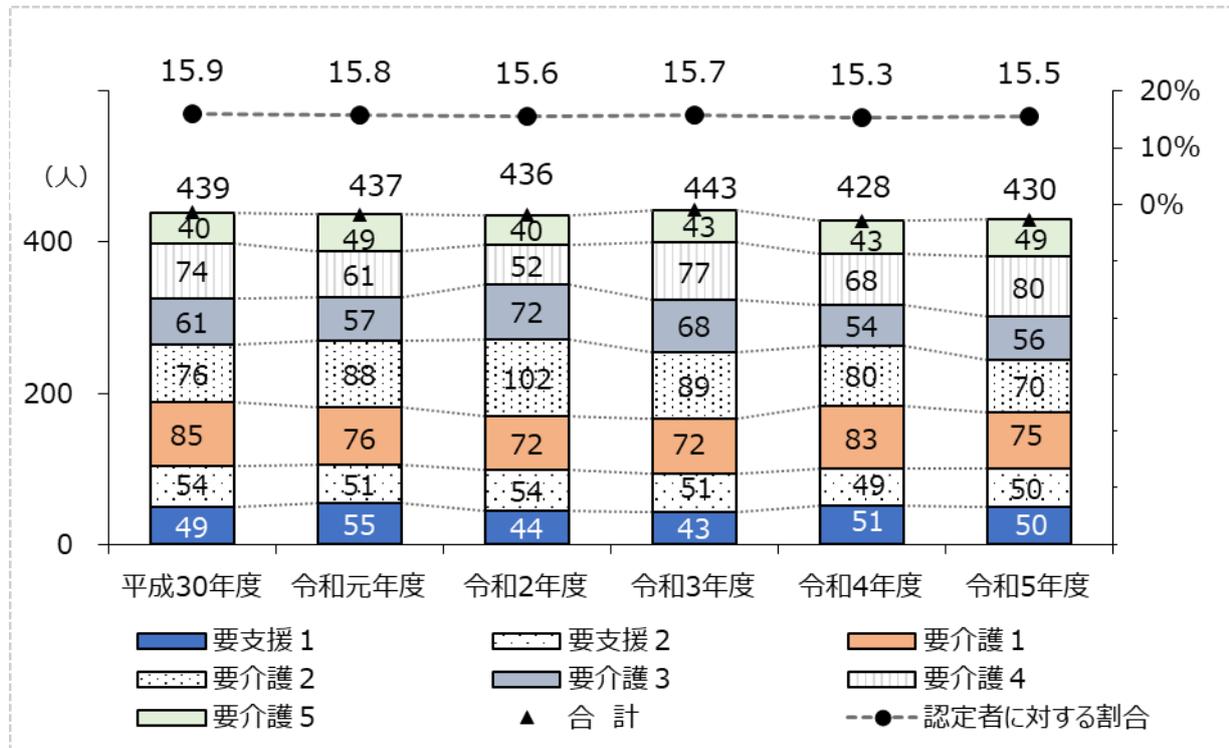
総人口に占める高齢者数は、総人口の減少とともに、令和3年度以降減少傾向にありますが、高齢化率は平成30年度39.0%から令和5年度は41.9%に増加しています。



住民基本台帳各年9月末

3 要支援・要介護認定者数の推移

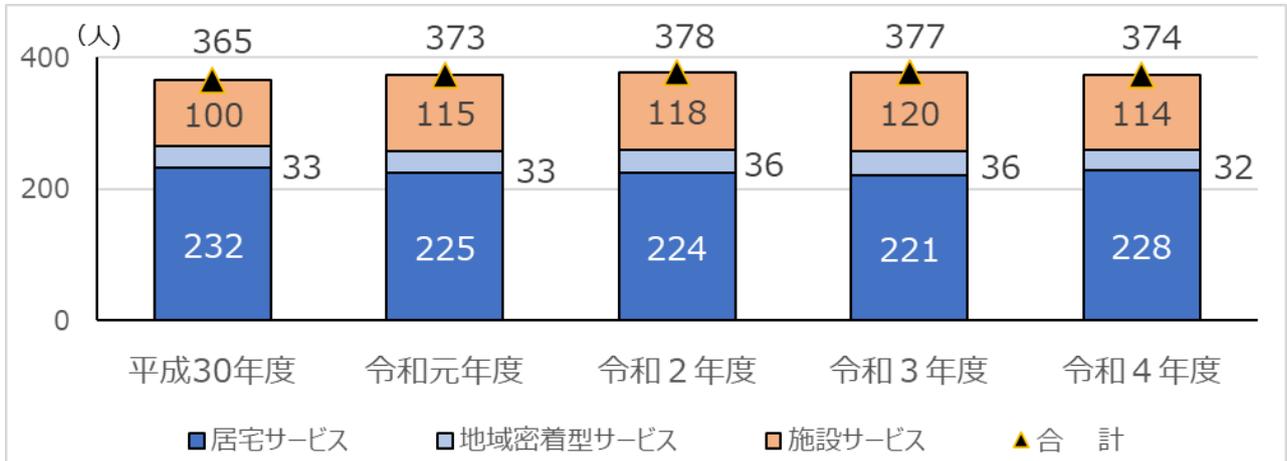
要支援・要介護認定者の推移は、平成30年度は439人の15.9%から、令和5年度は430人の15.5%と減少していますが、要介護2以上の割合は令和5年度59.3%と平成30年度57.2%より2.1%増加し、重度化の傾向が見られます。



資料：介護保険事業状況報告

4 介護サービス利用者数の推移（月当たり平均数）

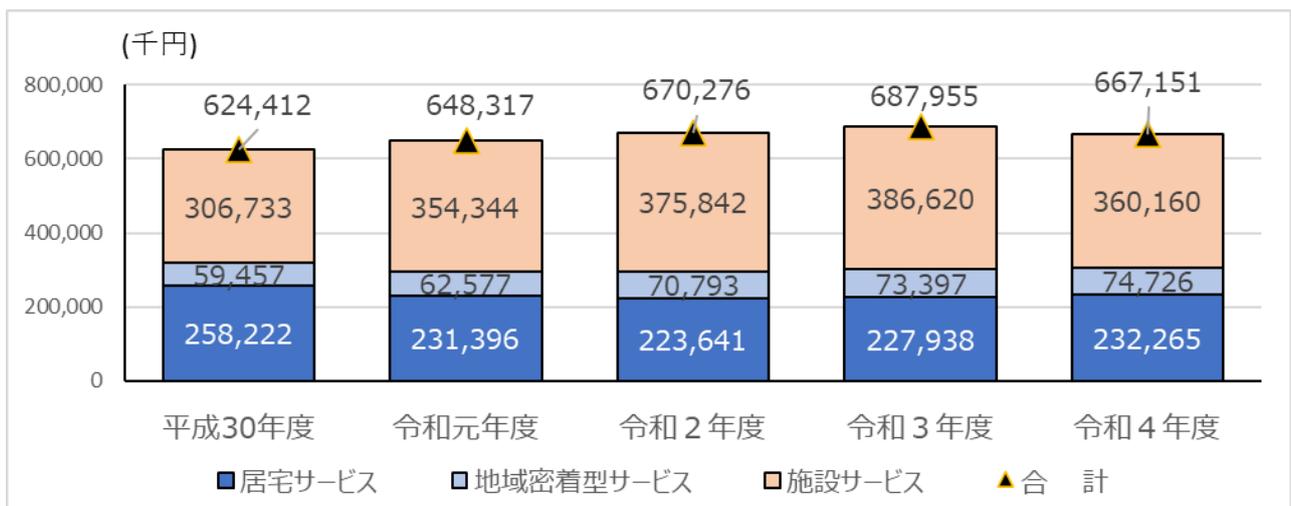
介護サービスの利用者は年度により若干の増減がありますが、平成30年度は全体で365人から令和4年度は374人と9人増加しています。居宅サービスと地域密着型サービスが減少し、施設サービスが増加しており、今後も後期高齢者の増加とともに、各サービスも増加が見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告

5 年間給付費の推移

介護給付費は平成30年度6億2千万円から増加傾向にあり、令和4年度は6億6千万円を超えています。給付費内訳をみると、施設サービス費が平成30年度は全体の49.1%から各年度増加し、令和4年度は全体の54.0%が施設サービス費になっています。



資料：介護保険事業状況報告

第3章 高齢者の生活実態（アンケート調査結果）

1 調査目的

本町は、2040年に向けて生産年齢人口が急減する一方で、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれ、高齢者の急増だけではなく、現役世代の急減という局面に変化していくことが予想されています。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すことを指針として提示しています。生産年齢人口が減少し介護人材が不足していくなかで、住民がより長く元気に地域で暮らしていけるよう介護予防や健康づくりを進めていくことが求められます。そのためにも、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現にむけて、地域の実情に応じて仕組みや取り組みをデザインする「地域デザイン」機能の強化（保険者機能の強化）に取り組んでいく必要があります。地域デザイン機能の強化から、健康寿命の延伸、介護予防・地域づくりの取組みに展開していくことが期待されます。

2 調査の概要

●調査対象者

調査名	調査対象	対象者数
健康とくらしの調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	要介護認定を受けていない高齢者	2,428名
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護者 及びその介護者	175名

●調査方法：調査票の郵送による配付・回収

- 調査期間：令和4年12月5日～令和4年12月26日（健康とくらしの調査）
令和5年1月10日～令和5年1月30日（在宅介護実態調査）

●回収結果

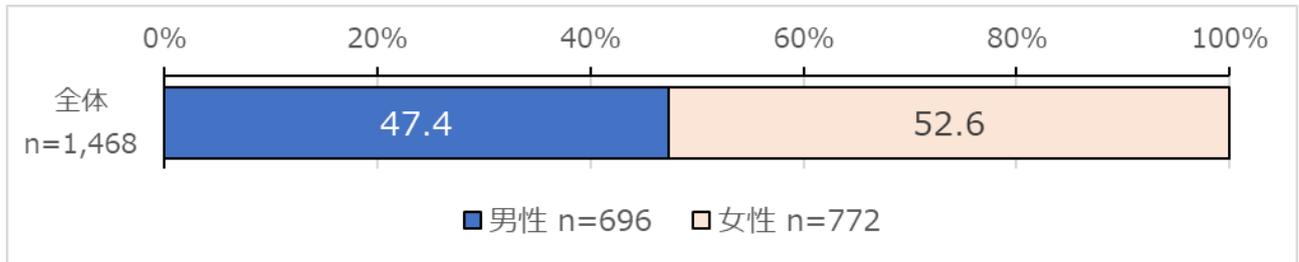
調査名	配布数	回収数	回収率
健康とくらしの調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	2,428	1,480	61.0%
在宅介護実態調査	175	98	56.0%

3 健康と暮らしの調査結果（抜粋）

（1）性・年齢・家族構成別対象者

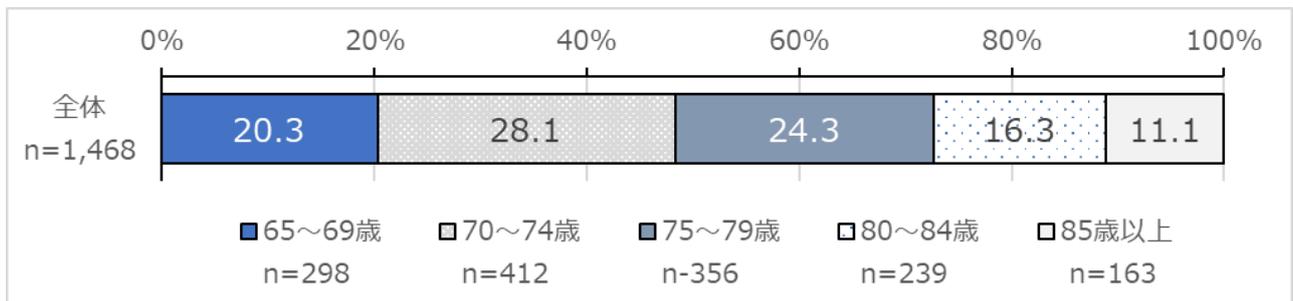
① 対象者の性別

調査回答者は男性 696 人、47.1%。女性 772 人、52.9%です。



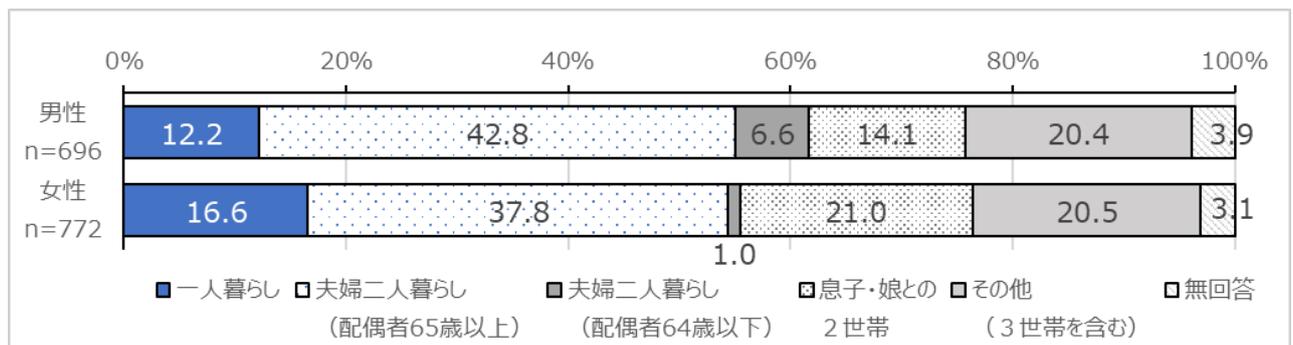
② 年齢

「70～74歳」が412人(28.1%)と多く、次に「75～79歳」356人(24.3%)、「65～69歳」298人(20.3%)、「80～84歳」239人(16.3%)、「85歳以上」163人(11.1%)です。



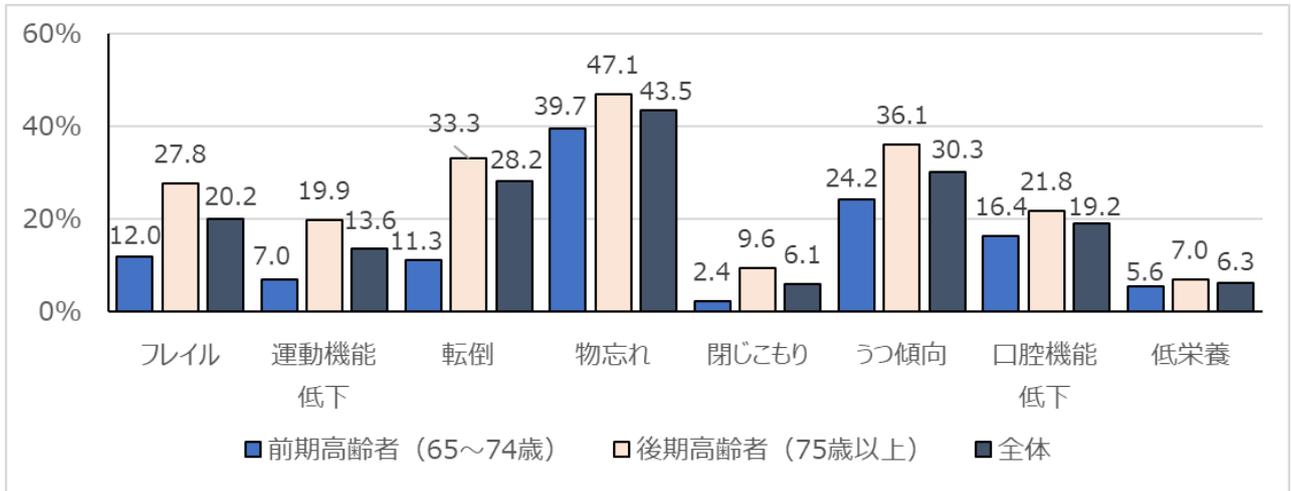
③ 家族構成

「ひとり暮らし」は男性 12.2%、女性 16.6%と女性が多く、「高齢者夫婦二人暮らし」は男性 42.8%、女性 37.8%です。



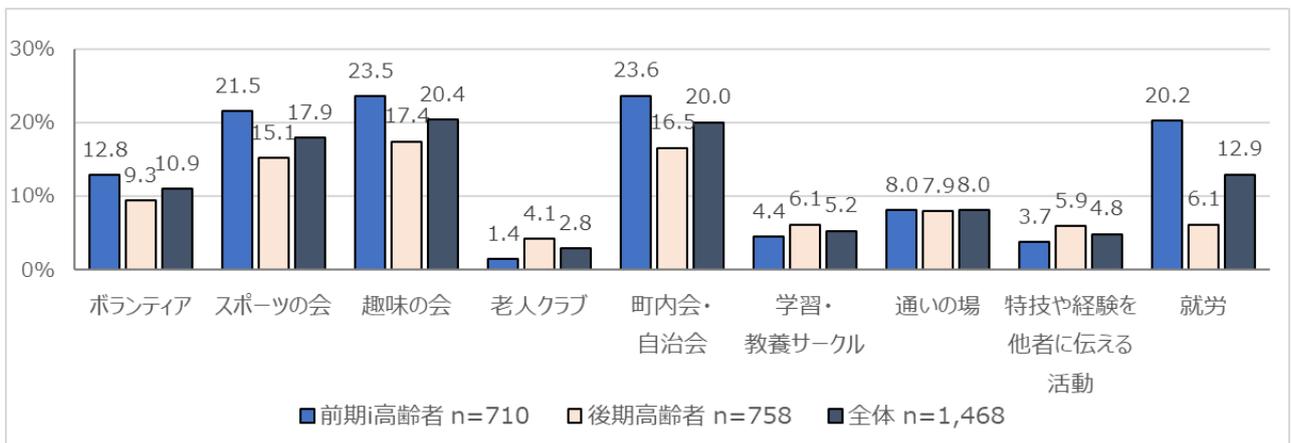
（2）要介護リスクの状況

「物忘れ」が全体で 43.5%と多く、次に「うつ傾向」が 30.3%、「転倒」28.2%、「フレイル」20.2%と続きます。

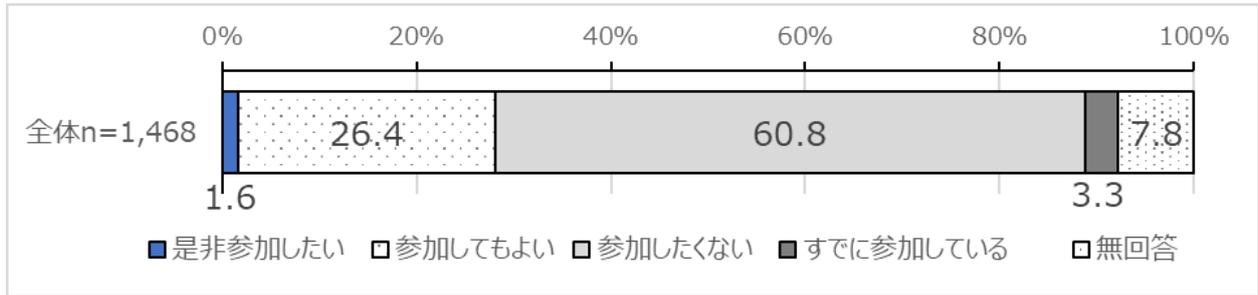


（3）社会参加の状況

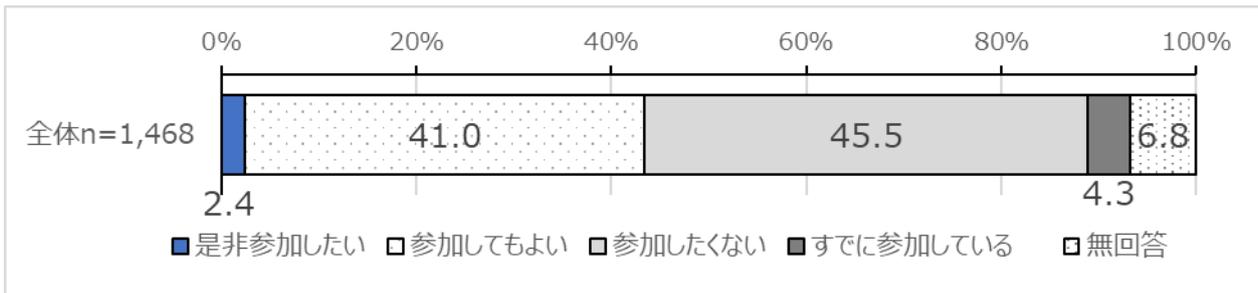
「趣味の会」が全体で 20.4%、次に「町内会・自治会」が 20.0%、「スポーツの会」17.9%と続きます。前期高齢者は「町内会・自治会」23.6%、「趣味の会」23.5%が多く、後期高齢者は「趣味の会」が 17.4%と多くなっています。



①地域住民の有志による健康づくりや趣味のグループ活動等への参加意向

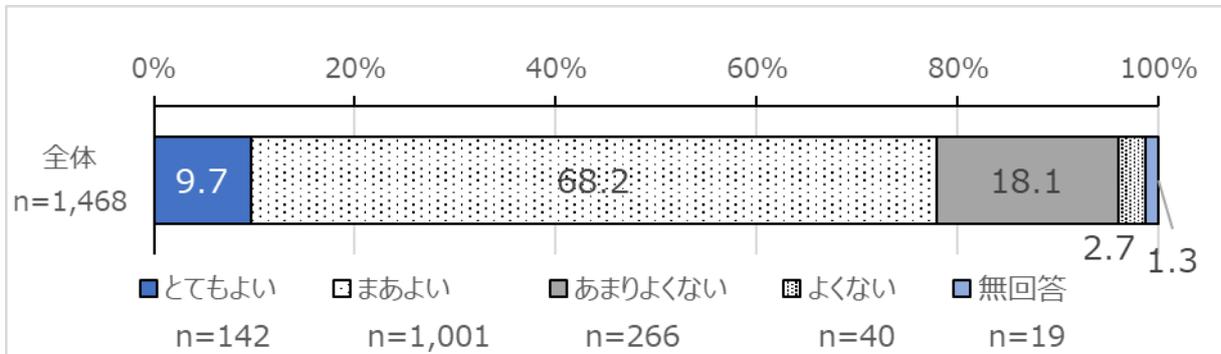


②地域住民の有志による健康づくりや趣味のグループ活動への企画・運営での参加意向



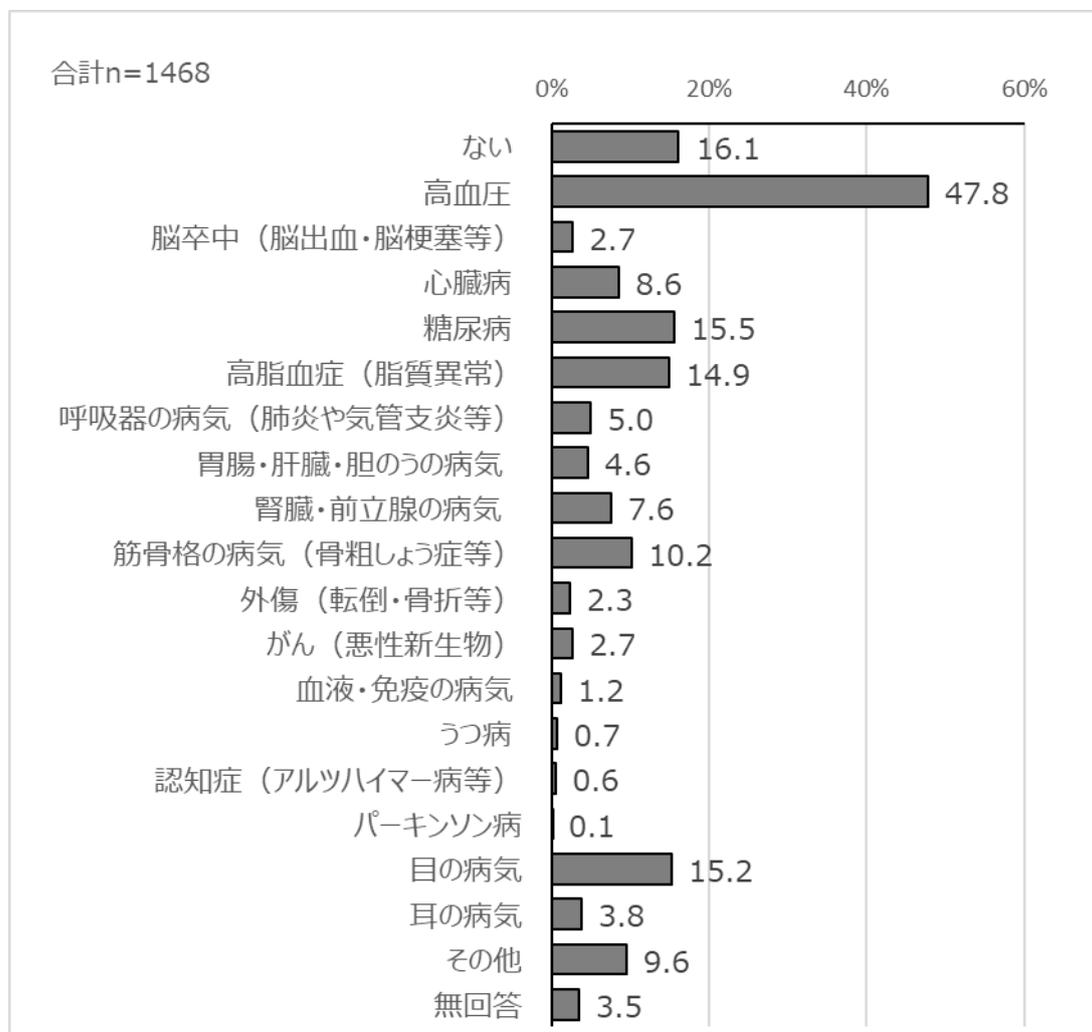
(4) 主観的健康観

「とてもよい」9.7%、「まあよい」68.2%で全体的に 77.9%が「よい」と答えています。



（5）治療中または後遺症のある病気

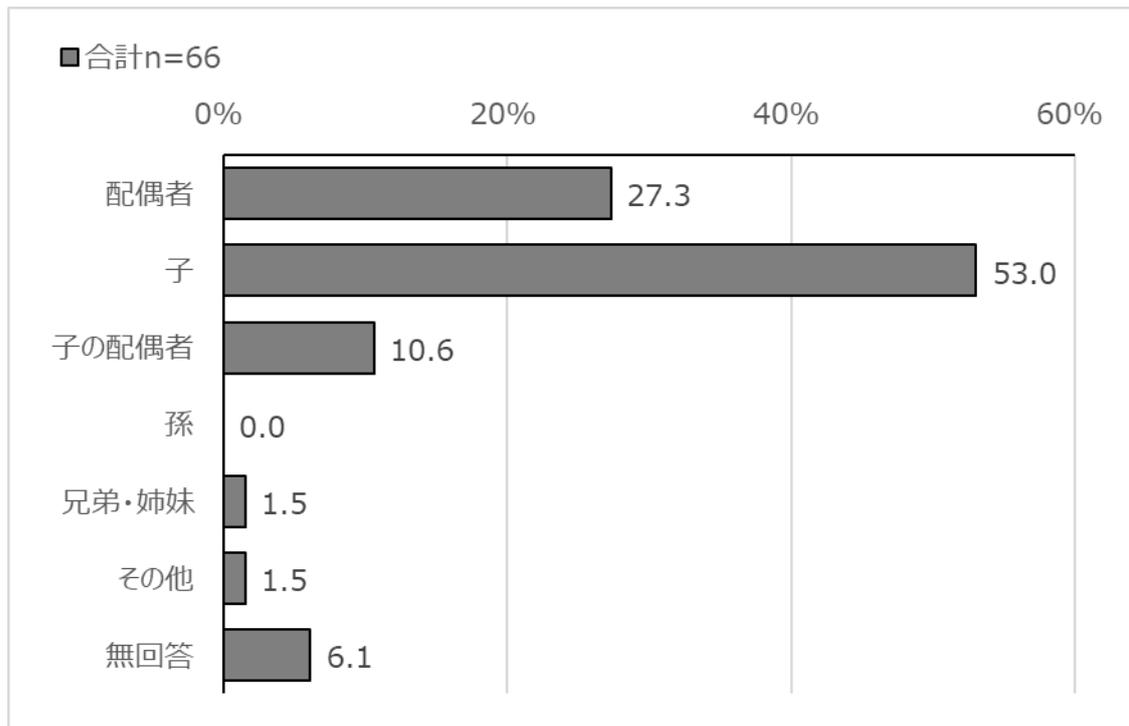
「高血圧」が47.8%と多く、次に「糖尿病」15.5%、「目の病気」15.2%、「高脂血症（脂質異常）」14.9%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症等）」10.2%と続き、「ない」は16.1%です。



4 在宅介護実態調査結果（抜粋）

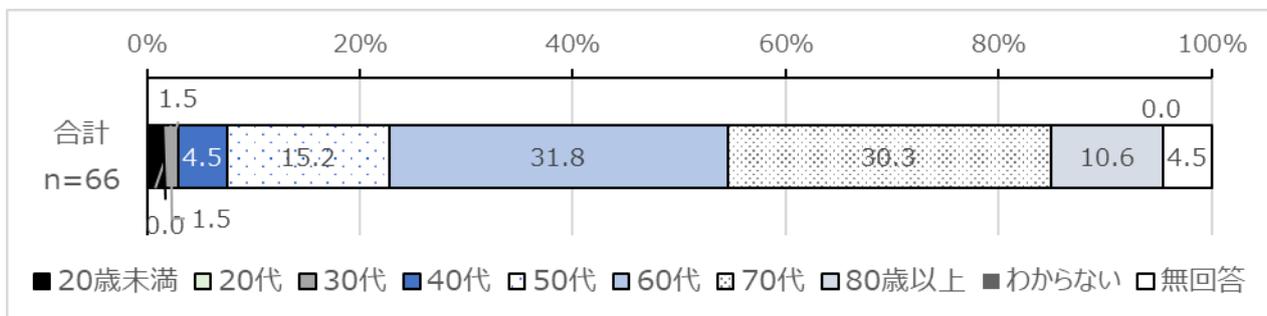
（1）主な介護者と本人の関係

「子」が53.0%と半数を超えて多く、次に「配偶者」が27.3%、「子の配偶者」10.6%、「兄弟・姉妹」と「その他」がともに1.5%と続きます。



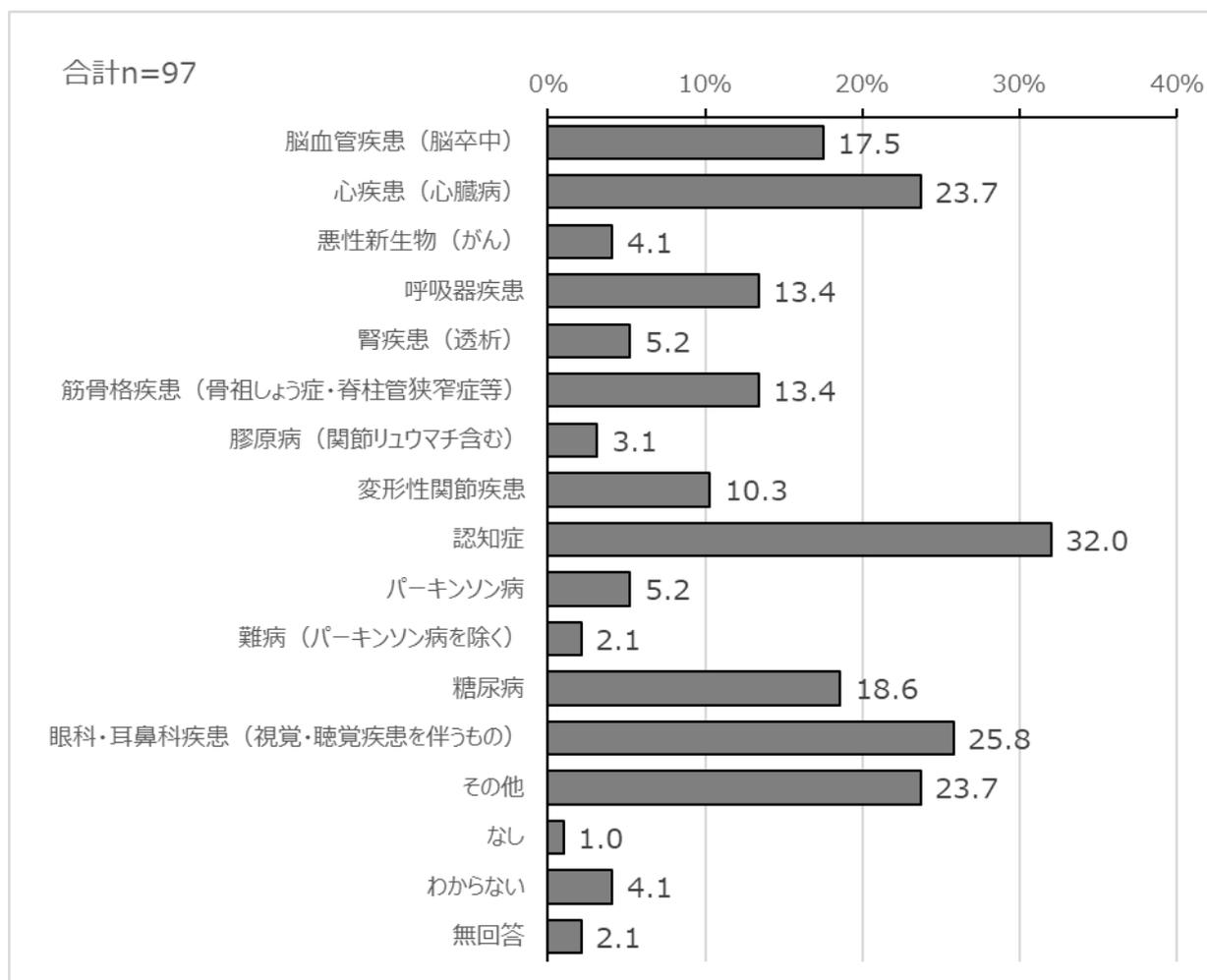
（2）主な介護者の年齢

「60代」が31.8%と多く、次に「70代」が30.3%、「50代」15.2%と続き、60代以降の介護者が72.7%を占めています。



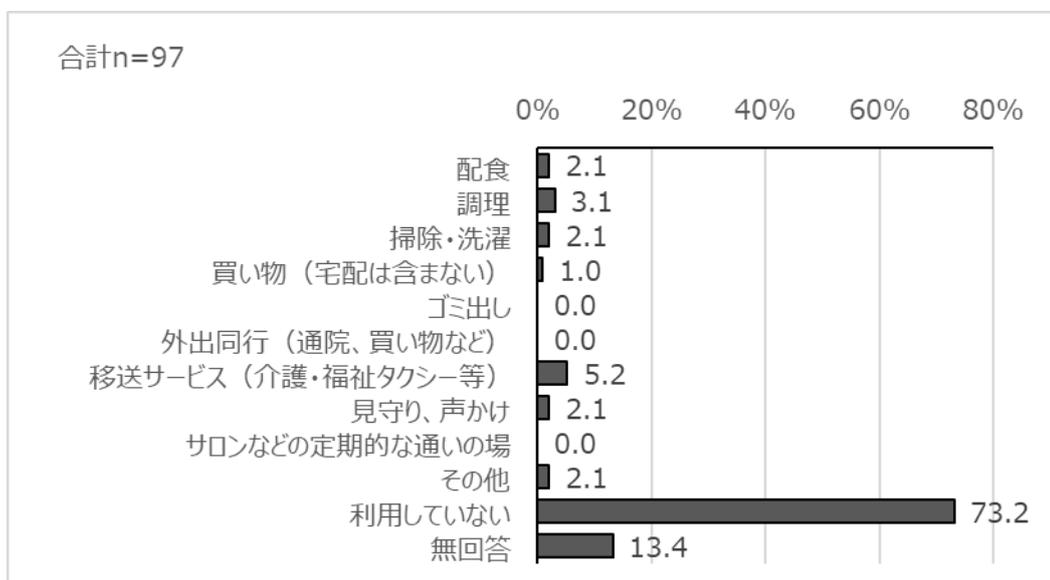
（3）本人が抱えている疾病

「認知症」が32.0%と多く、次に「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚疾患を伴うもの）」25.8%、「心疾患（心臓病）」23.7%と続き、「なし」は1.0%と、多くの要介護者は疾病を抱えており、特に「認知症」は3割を超えています。



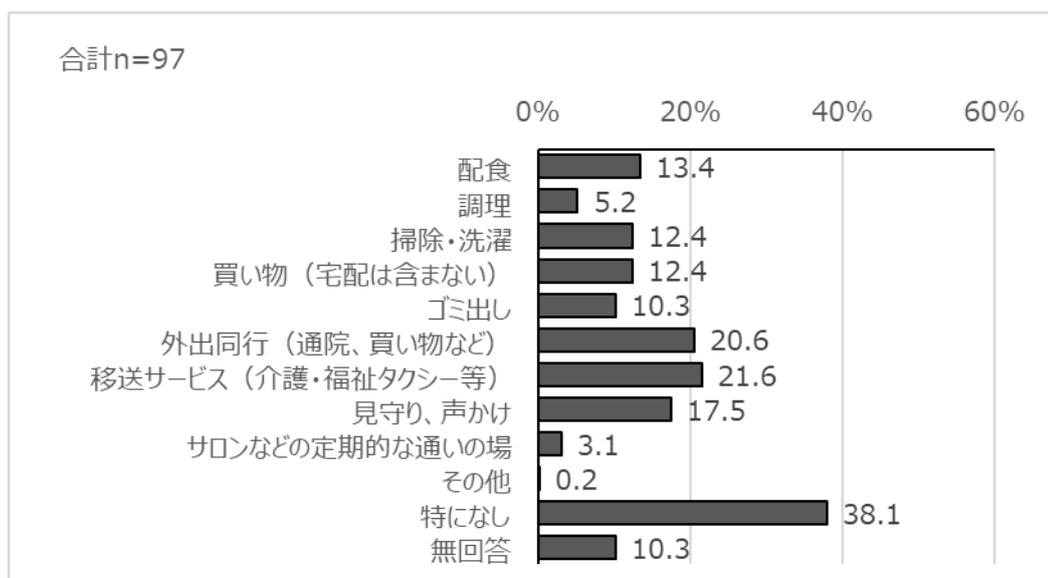
（4）介護保険外の支援・サービスの利用状況

「利用していない」の割合が73.2%と最も多く、次に、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」5.2%、「調理」3.1%と続きます。



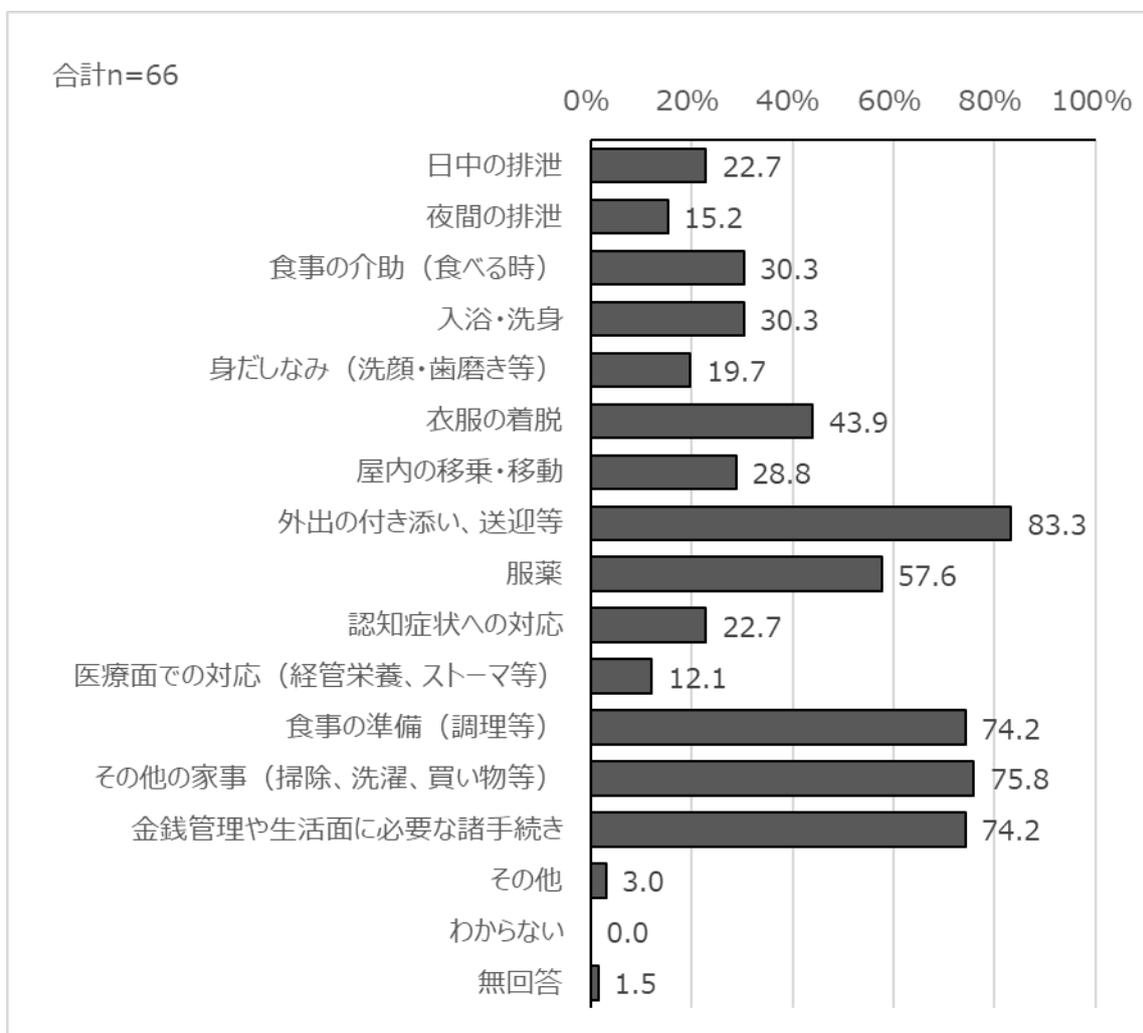
（5）在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「特になし」の割合が38.1%と最も多く、次に、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」21.6%、「外出同行（通院、買い物など）」20.6%と続きます。



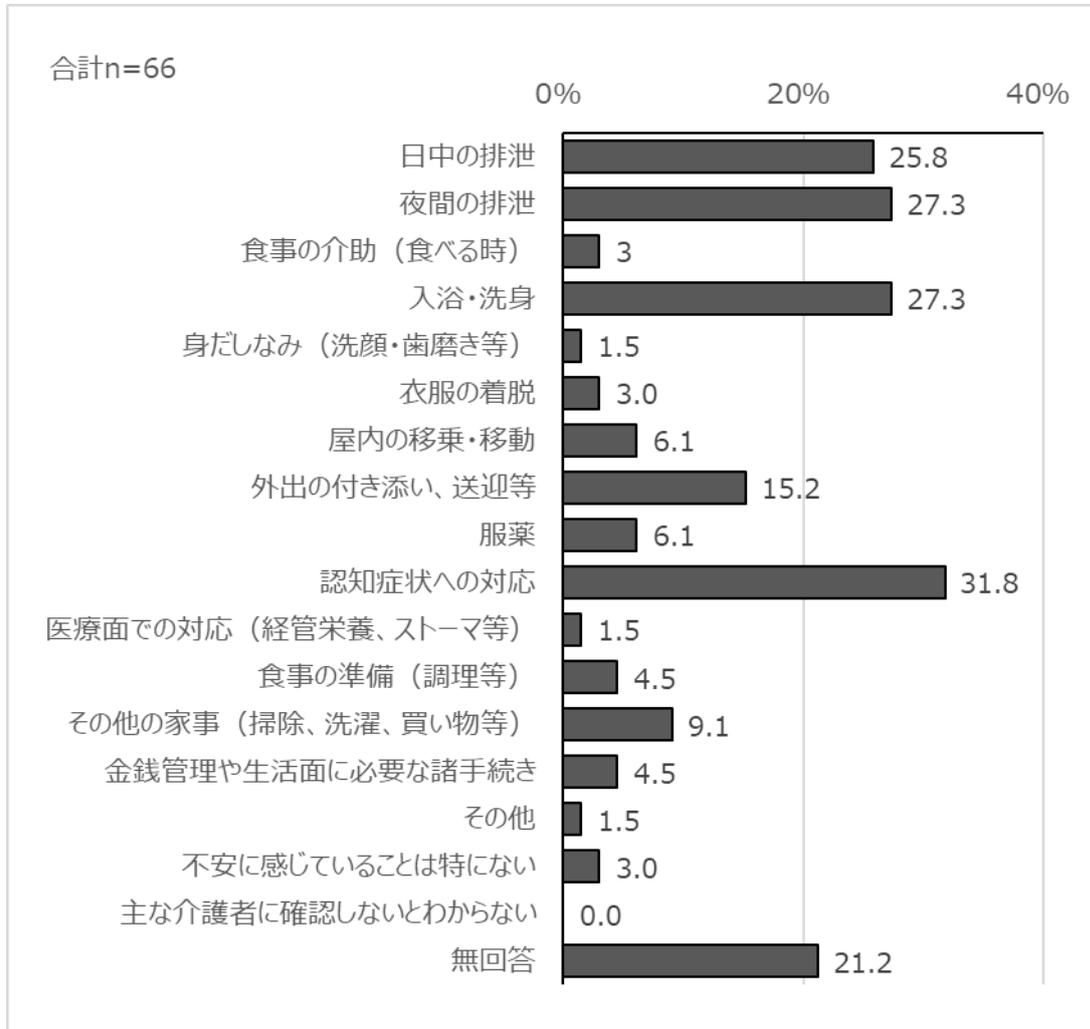
（6）主な介護者が行っている介護

「外出の付き添い、送迎等」が83.3%と最も多く、次に、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」75.8%、「食事の準備（調理等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」がともに、74.2%と続きます。



（7）今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が31.8%と最も多く、次に、「夜間の排泄」と「入浴・洗身」がともに27.3%、「日中の排泄」25.8%、「外出の付き添い、送迎等」15.2%と続きます。



第4章 高齢者保健福祉計画の方向性

1 現況と課題

睦沢町の統計や介護サービス利用状況のほか、健康とくらしの調査・在宅介護実態調査等からみえる現況と課題は以下のとおりです。

本町の総人口は、令和5年9月末時点では6,642人で減少傾向、65歳以上の高齢者人口も、令和5年は2,780人で減少傾向。高齢化率は、令和5年では41.9%で増加傾向。

また、令和元年以降、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っている。

本町の要支援・要介護認定者数は、令和5年9月末時点で430人、認定率は15.5%で要介護度別では、介護度の重い要介護4・5が増加傾向。

介護サービスの利用者数は、令和4年度月平均で374人（居宅サービス：228人、地域密着型サービス：32人、施設サービス：114人）で、居宅サービスと地域密着型サービスが減少し、施設サービスが増加。年間給付費も同様に推移。

高齢者のリスクについて、「物忘れ」の割合が全体で43.5%と最も高く、次いで「うつ傾向」、「転倒」、「フレイル」と続く。特に後期高齢者の「物忘れ」については、47.1%と最も高い。

【健康とくらしの調査】

社会参加として、「趣味の会」の割合が20.4%と最も高く、次いで「町内会・自治会」の割合が20.0%、「スポーツの会」の割合が17.9%となっている。後期高齢者においては「老人クラブ」、「学習・教養サークル」、「特技や経験を他者に伝える活動」が、前期高齢者よりも参加割合が高い。

【健康とくらしの調査】

現在治療中、又は後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が47.8%と最も高く、次いで「糖尿病」、「目の病気」と続いている。「ない」の割合は16.1%。

【健康とくらしの調査】

主な介護者として、「子」の割合が最も高く、次いで「配偶者」、「子の配偶者」と続き、年齢は、「60代」の割合が31.8%と最も高く、次いで「70代」、「50代」と続く。60代以降の介護者の割合は、7割以上を占める。

【在宅介護実態調査】

現在抱えている疾病は、「認知症」の割合が32.0%と最も高く、在宅で生活する要介護者の3人に1人。次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」、「心疾患（心臓病）」、「糖尿病」が続く。

【在宅介護実態調査】

介護保険外の支援・サービスの利用状況について、それぞれの支援・サービスの利用は1割未満となっている。一方、必要なものとしては「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が21.6%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」、「見守り・声掛け」、「配食」と続く。

【在宅介護実態調査】

主な介護者が行っている介護として、「外出の付添い、送迎等」の割合が83.3%と最も高く、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「服薬」と続く。一方、今後、介護者が不安に感じる介護としては、「認知症状への対応」の割合が31.8%と最も高く、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」と続く。

【在宅介護実態調査】

【課題】

○ 一般高齢者の主観的健康観では、約8割が「よい」と回答していますが、治療中、後遺症等なんらかの病気を抱えている方も約8割となっており、持病の重症化や生活習慣病等の疾病、加齢によるフレイルが重なり要介護状態になる恐れがあります。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも健康でいきいきと生活することが課題です。

○ 認知機能の低下リスク者の割合が高いことから、今後、認知症の方の増加が見込まれ、介護者も認知症状への対応に不安とを感じる方が多くなっています。認知症は誰もがなりうるものであり、身近なものとなっていることから、高齢者が住み慣れた地域で認知症の予防に取り組むとともに、認知症であっても暮らし続けることのできる社会を構築することが課題です。

○ 人口が減少することによる、地域社会の機能低下とともに、介護保険サービス等の負担増大で介護保険制度の運営に大きな影響が出ることが懸念されます。介護給付費の適正化や、業務効率化、介護人材確保等、持続可能な介護保険事業運営をすることが課題です。

○ 今後の在宅生活で必要に感じる支援やサービスとして、移送サービスのニーズがこれまでより求められています。公共交通機関が少ない町で高齢者が住み慣れた地域で暮らしを支える移動手段の強化が課題です。

2 計画の基本的な考え方

計画策定にあたっては、団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年および、団塊世代ジュニアが高齢者となる令和22年に向けて、町における地域包括ケアシステムの構築等を図るための基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 地域共生社会を目指した地域包括ケアシステムの推進

限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、保健、介護、介護予防と重度化防止、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していくことが重要となっています。また、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムは、地域の中で日常生活での必要な支援を包括的に提供するという考え方が、障害者や、子どもと子育て家庭、生活困窮者等、地域福祉にも対応することができます。地域のあらゆる住民が役割を持ち、公的な福祉サービスと協働して皆が「支え手」「受け手」として支え合いながら、自分らしく活躍することができる社会を「地域共生社会」と言います。この「地域共生社会」の実現に向け、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあわせて地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、包括的な支援体制の整備を目指します。

また、地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り、点検するとともに、地域の実情や特徴に応じた取り組みを検討し、実施していきます。

(2) 健康づくりと介護予防の一体化

高齢者の多くは元気な方ですが、平均寿命が長くなる中、疾病等の持病を抱えている高齢者も決して少なくはない状況です。生活習慣病や、持病の悪化・重度化とともに、加齢によるフレイルからの要介護状態になることを防ぐため、医療・介護サービスの質の向上を図り、医療保険者と介護保険者等に係る事業として、健康づくりとともに介護予防との一体的な取組を推進します。

(3) 高齢者がいきいきと暮らすためのまちづくり

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、趣味や生きがいを持つとともに、地域の中で支え合いながら安心・安全な暮らしを確保することが必要です。これまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や多様な社会活動等に参画する環境づくりを進め、社会参加の促進を図るとともに、高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

また、高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、危機事象への対応が必要となります。

(4) 「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進

65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症施策の総合的な推進が重要な課題です。認知症施策は「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた「共生」と「予防」の取組を強化していきます。また、令和5年6月に、共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」が成立しました。本町でも、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができる共生社会の実現を目指し、より一層認知症に対する施策の充実を図ります。

(5) 持続可能な介護保険制度運営

高齢化の進行に伴う要介護等高齢者の増加により、介護保険サービスによる支援はさらに重要となっています。高齢者が介護を必要とする状態になってもその人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情と高齢者本人の状況に応じた的確なサービスが求められています。住み慣れた自宅や地域で生活できるよう支援するサービスの一つに地域密着型サービスがあります。本町では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は満床に近い状況が続いており、また、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の事業所の指定がないことから、利用者のニーズに応じた身近できめ細やかなサービス提供体制の検討が必要となっています。利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくために、ケアプランの点検や事業者への適正な指導と認定・給付の適正化等、介護保険制度が円滑に運営されるための取組を進めます。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据え、介護保険制度を持続可能とするための業務の効率化、介護人材を確保するなどの取組を図ります。

3 基本理念

「第2期 睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「誰もが地域の中で居場所・役割を持ちながら健康に暮らし続けられるまちづくりへ」と、人生100年時代の到来を踏まえ、町民誰もが地域の中で居場所や役割を持ちながら、健康で豊かな生活が送れる地域社会の構築を目指しています。

また、「生涯を通じていきいきと活動できる健康なまち」を基本理念に掲げ「先進予防のまちづくり」を進めており、「暮らしているだけで健康になる」ための取組を推進しています。本計画の主な対象者は65歳以上の住民ですが、年齢や状態等の違いにかかわらず、睦沢町のすべての住民が「いつまでも健康な暮らし方」を自身のテーマとしてとらえ、若い世代では、高齢期になっても要介護状態にならないように日頃から心身の健康習慣を維持し、地域で手助けを必要としている方へのサポートに努めること、高齢者は身体的・精神的な制約があっても、できる限り健康を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいた積極的な社会参加をすることで、ともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

これまでの計画の基本的考え方や目的等を踏襲し、これからの高齢者施策を積極的に展開していくため、「睦沢町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の基本理念を「すべての町民や地域の仲間が健康でともに支え合うまちづくり」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による、高齢者本人がすべての住民とともに、地域での元気な活動や、心がかよう支え合い活動の一役を担うことで、住み慣れた地域の中で、仲間と支え合いながら、いきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。

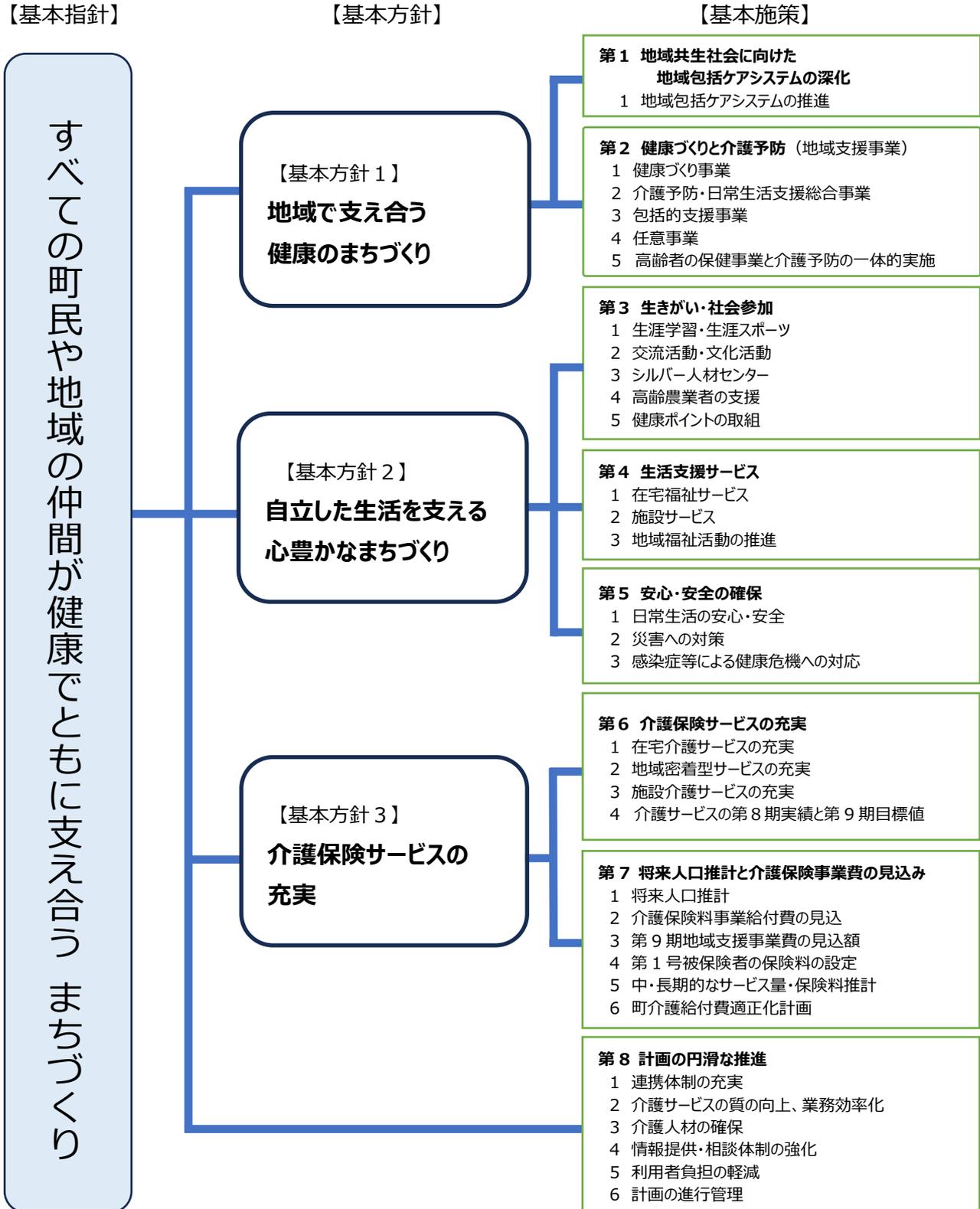
« 基本理念 »

すべての町民や地域の仲間が
健康でともに支え合う まちづくり

4 施策の体系

本計画は次のような体系で施策を展開します。

« 施策の体系図 »



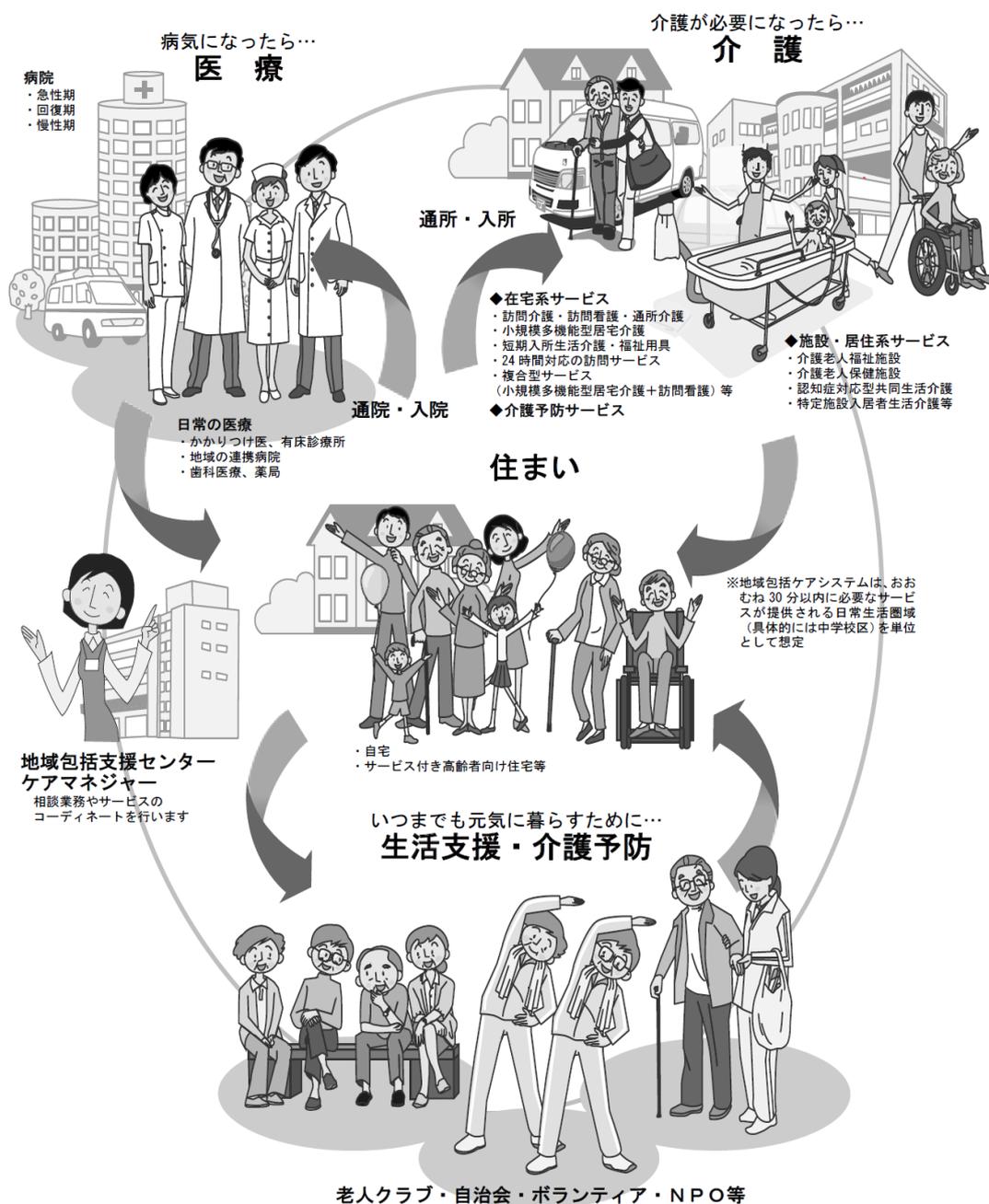
第2部 各論

第1章 地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの深化

1 地域包括ケアシステムの推進

本計画期間中に団塊の世代がすべて後期高齢者となることを踏まえ、これまで地域包括ケアシステムを推進してきました。本町では、人口減少が進んでいるなか高齢者人口も減少傾向であり、地域社会を支える生産年齢人口が大幅に減少しています。このような地域情勢下において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域包括ケアシステムの一層の深化が不可欠であり、地域ケア会議やその他協議体で検討を重ねより良い地域づくりに取り組んでいきます。

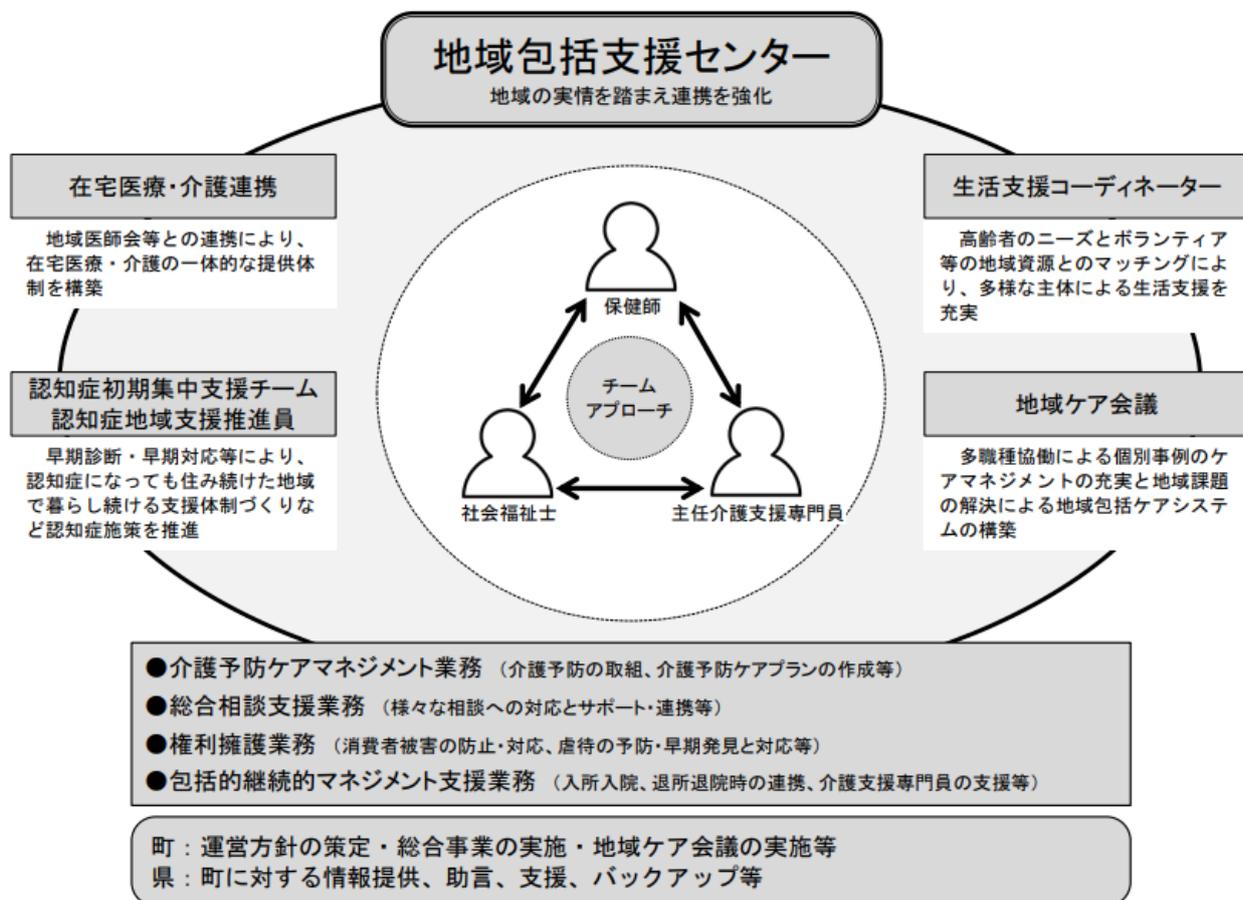
〇地域包括ケアシステムの姿



(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者が要支援や要介護の状態になることをできるだけ抑えて健康的な生活を持続させるため、介護予防事業の充実や権利擁護、相談支援を行っています。また、認知症地域支援推進員を配置するとともに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症施策を推進しています。高齢者の総合相談窓口としてだけでなく、複合化する家庭内での問題に対応できるよう業務の効率化や質の向上を図ります。

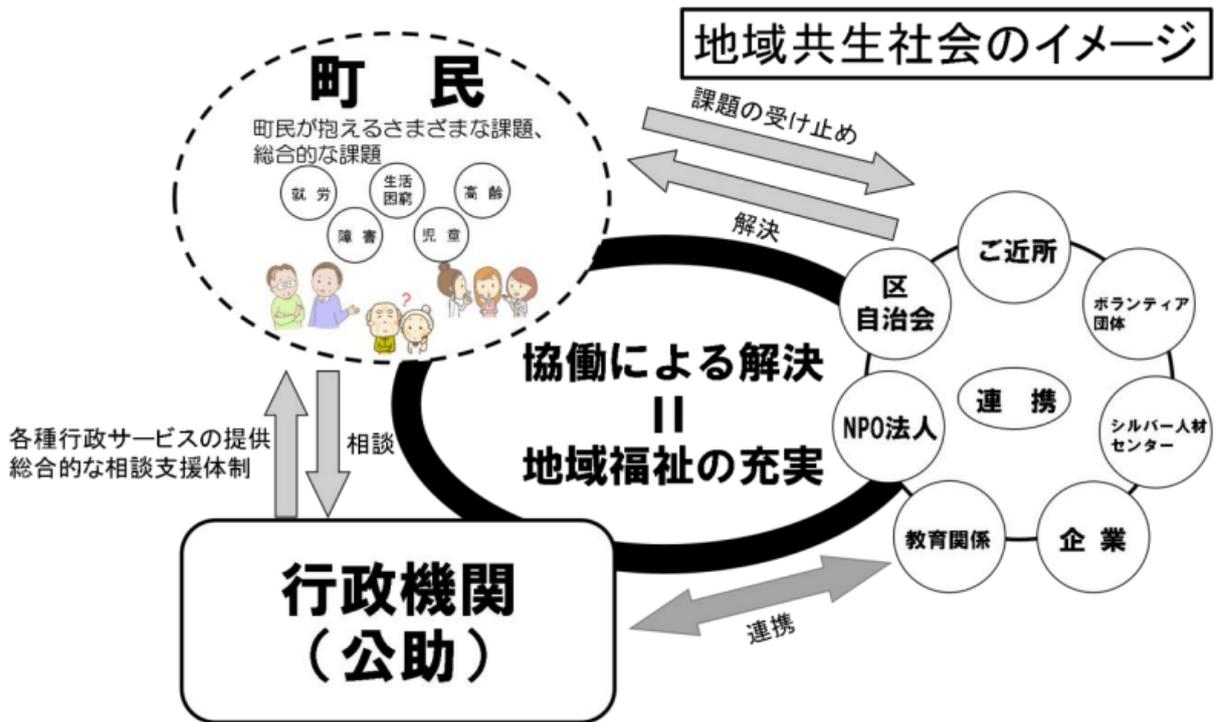
○地域包括支援センターの機能強化



(2) 地域共生社会に向けた取組

地域包括ケアシステムは地域共生社会実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進するため総合事業の充実を図ります。

○地域共生社会のイメージ



本町として、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターと子育て世代包括支援センター、並びに他機関が協働し、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業について世代を問わず一体的に実施する重層的支援体制整備事業の準備に取り組めます。

第2章 健康づくりと介護予防（地域支援事業）

高齢期を可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らし、介護が必要な状態にならないためには、生活習慣病の予防や介護予防を図ることが重要です。各種健康づくり事業を通じて、健康増進に関する普及・啓発を図り、疾病の早期発見・早期治療に向けた健康診査・各種検診を実施するとともに、地区医師会や関係団体と連携して、生活習慣病重症化予防対策を実施します。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を重点的な取組と捉え、高齢者がいつまでも健康で暮らすことのできる先進予防型まちづくりを推進します。地域支援事業では「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」を実施しています。総合事業では、既存の介護事業者による既存サービスに加え、町独自の取組や、NPO、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

また、包括的支援事業では「地域包括支援センター運営事業」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症総合支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域ケア会議推進事業」の取組を行っています。引き続き事業の充実を図っていきます。

1 健康づくり事業

（1）特定健康診査・後期高齢者健康診査

メタボリックシンドロームや生活習慣病等の早期発見、早期予防のため、40歳から74歳までの町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施しています。75歳以上の方には、健康の保持増進と介護予防に加え、令和2年度からはフレイル等の高齢者の特性を把握するために新たな質問票を用いた後期高齢者健康診査を実施しています。個別に医療機関で受診する場合にも、特定健康診査・後期高齢者健康診査と同時に前立腺がん検診及び肺がん検診が受診できるようにします。

また、特定健康診査（集団）未受診者に対しては、再勧奨通知を実施し受診率の向上に努めます。

【施策の方向】

今後も、対象者全員に個別に通知するとともに広報や防災無線、区長会、各種教室等住民が集まる機会を通じ健診に関する情報の周知を図り、健診の必要性について普及・啓発を強化します。さらに未受診者については、医療機関との連携を図りながら再通知するなど、受診率の向上に努めます。特に、未受診の理由が治療中の方については、医師会と連携を図りながら受診率の向上に努めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、後期高齢者の健診結果や質問票を活用するなど高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、介護予防事業担当部署と共有し高齢者のフレイル予防事業に繋がります。

特定健康診査・後期高齢者健康診査の状況

単位：人・%

		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査	対象者数	1,605	1,576	1,458	1,346	1,304	1,261
	受診者数	790	831	791	808	782	757
	受診率	49.2	52.7	54.3	60.0	60.0	60.0
後期高齢者健康診査	対象者数	1,427	1,466	1,501	1,570	1,640	1,700
	受診者数	350	441	482	549	606	680
	受診率	24.5	30.1	32.1	35.0	37.0	40.0

（2）各種がん検診

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡者数を減少させることを目的として、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん、肺がん検診（集団）を実施し、令和5年度より、胃ピロリ菌検査を導入しました。受診率向上のため、一部のがん検診と特定（後期高齢者）健康診査の同時実施、集団検診の予備日や土曜日又は日曜日検診を設けています。また、集団健診では検診当日の待ち時間短縮のため日時指定制とし、子育て世代が受診しやすいよう検診当日の保育体制を整えました。乳がん、子宮がん、前立腺がん、肺がん検診、胃ピロリ菌検査では個別検診を実施しています。

【施策の方向】

受診率の向上を図るため、広報や防災無線による周知をはじめ、対象者には個別に通知するとともに、検診未受診者や転入者等への受診勧奨に努めます。また、女性のがん検診における無料クーポン券の配布や検診当日の保育体制を整え、働き世代や子育て世代の女性の受診率向上に努めます。

また、精密検査の未受診者への受診勧奨や、積極的な検診の推奨に努めるとともに、各種協議会等と連携しながら普及活動を実施します。

各種がん検診の状況

単位：人・%

		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診	対象者数	4,908	4,896	4,830	4,810	4,790	4,770
	受診者数	519	510	484	514	529	525
	受診率	10.6	10.4	10.0	10.7	11.0	11.0
	精検者数	58	35	22	25	25	25
	がん発見者数	0	1		1	1	1
子宮がん検診	対象者数	3,082	3,038	2,968	2,918	2,868	2,818
	受診者数	595	606	647	642	645	634
	受診率	19.3	19.9	21.8	22.0	22.5	22.5
	精検者数	7	3	2	4	4	4
	がん発見者数	0	0	0	1	1	1
乳がん検診	対象者数	2,852	2,824	2,780	2,750	2,720	2,690
	受診者数	799	811	824	825	830	820
	受診率	28.0	28.7	29.6	30.0	30.5	30.5
	精検者数	23	19	12	20	20	20
	がん発見者数	2	1	1	1	1	1
肺がん検診	対象者数	4,908	4,896	4,830	4,810	4,790	4,770
	受診者数	999	1,038	960	1,034	1,054	1,049
	受診率	20.4	21.2	19.9	21.5	22.0	22.0
	精検者数	21	14	14	20	20	20
	がん発見者数	0	1	1	1	1	1
大腸がん検診	対象者数	4,908	4,896	4,830	4,810	4,790	4,770
	受診者数	1,020	1,012	994	1,005	1,006	1,002
	受診率	20.8	20.7	20.6	20.9	21.0	21.0
	精検者数	67	66	64	65	65	65
	がん発見者数	1	2	1	1	1	1
前立腺がん検診	対象者数	1,913	1,911	1,904	1,894	1,884	1,874
	受診者数	477	529	530	530	537	534
	受診率	24.9	27.7	27.8	28.0	28.5	28.5
	精検者数	45	39	35	35	35	35
	がん発見者数	4	0	0	1	1	1

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防の必要な高齢者を早期に把握しながら、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、町が主体となって介護予防に向けたサービスを提供していきます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリストで運動機能の低下、閉じこもり、認知機能の低下、うつ傾向等で基準該当とされた方を対象に、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントのもと、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供するものです。

① 訪問型サービス

要支援者の自立した日常生活を支援するため、訪問介護員等が自宅を訪問して、掃除や洗濯等の日常生活上の支援をする訪問型サービスを提供します。

② 通所型サービス

要支援者の自立した日常生活を支援するため、デイサービスへ通い、食事や入浴、レクリエーションや機能訓練等を受ける通所型サービスを提供します。

③ 通所型サービスA（高齢者げんき教室）

要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、自立支援を目的とした生活機能訓練、通いの場の提供として高齢者げんき教室（ミニデイサービス）を実施します。なお、要支援者の方はデイサービス等の通所系サービス未利用者を対象としています。教室では運動、口腔機能向上、レクリエーション等を実施し、介護リスクを減少させる取組を行います。

④ 通所型サービスC（3Cプログラム）

要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、生活支援コーディネーターを中心に、理学療法士、作業療法士、地域包括支援センター職員等の専門職が機能回復訓練などのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等の自立支援に資する取組を推進します。

【施策の方向】

週1回のプログラムを短期間集中的に（4ヶ月間）実施し、生活の質の向上や「自分で自分のことを管理できる(セルフマネジメント)」ように支援します。

各論 第2章 健康づくりと介護予防（地域支援事業）

⑤ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援者や基本チェックリスト該当者に対し、その状態や置かれている環境等に応じて自立した生活を送ることができるよう、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアプランを作成します。

（2）一般介護予防事業

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を可能な限り継続していくために、介護予防の取組を町民に広く周知し、人と人のつながりを通じて高齢者自身が介護予防を実践することで通いの場の充実を図ります。また、地域において、リハビリテーションに関する専門職による自立支援に資する取組や認知症予防の取組を実施します。

① 介護予防普及啓発事業

保健師・栄養士等の専門職が健康や栄養に関する知識や情報を提供し、高齢者の生活習慣の改善によるフレイル予防に努めます。

【施策の方向】

専門職によるコグニサイズを取り入れた認知症予防運動や介護予防講座を開催し、住民が介護予防を意識した生活を送れるよう取り組みます。

② 地域介護予防活動支援事業

各地区で定期的に健康若返り教室を開催しています。通いの場として身近な場所で運動や口腔体操、レクリエーション等を行い、フレイルや認知症予防に努めます。教室を実施している「睦沢町介護予防推進員」が教室を開催するために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。

地域で活躍する認知症サポーター等の養成も実施します。

【施策の方向】

保健師や栄養士等の専門職の関わりにより、地域の高齢者の現状把握を行い、健康課題に応じた指導や情報提供を行うとともに、推進員の研修を実施するなど必要な支援を行います。

認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指します。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防活動の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職が、健康若返り教室等の住民主体の通いの場で専門的・技術的助言を行います。

【施策の方向】

リハビリテーション専門職が通いの場に関わることで、日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案、介護予防推進員への助言等により通いの場の充実に努めます。

3 包括的支援事業

包括的支援事業では、以下の「地域包括支援センター運営事業」と「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症総合支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域ケア会議推進事業」の取組を行います。

（1）地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげていきます。

② 権利擁護業務

誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるという当たり前の願いを実現していくことを支えています。特に権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

ア 高齢者虐待防止対策の推進

「高齢者虐待防止法」に即した適切な対応がとれる体制を整備するとともに、地域全体で虐待の予防、早期発見・早期対応に向けて取り組むことができるよう、関係機関からの相談・通報、発見時は訪問調査による事実確認、援助方針の決定・モニタリングといった場面で地域包括支援センターが中心的役割を果たしていきます。高齢者の身近な地域の相談機関として相談を受け、課題を明確にし、計画的な支援を実施しながらモニタリングや評価を行い、終結していくよう努めます。

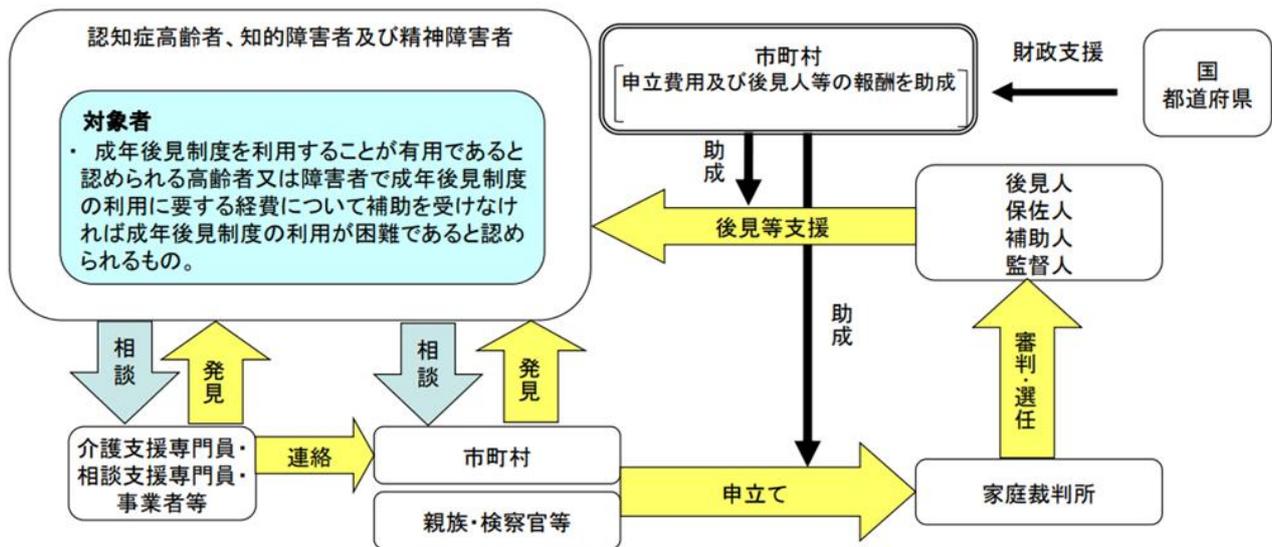
イ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者や精神上の障害により判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの方を不利益な状態から守る制度です。年々相談件数は増えており、必要に応じて支援していきます。

町では、成年後見制度についての理解と利用促進のための広報活動等を行うとともに、必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用するなど、判断能力や意思決定の不十分な方への支援体制を構築します。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が対象です。成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。



ウ 日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業は、判断能力に不安を持った方への日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）等の支援を行うものです。町では、町社会福祉協議会との連携を強化し、必要な方に対して日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域における包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員と他の様々な職種・関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対し研修の実施、支援困難事例等への指導・助言等を行います。

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

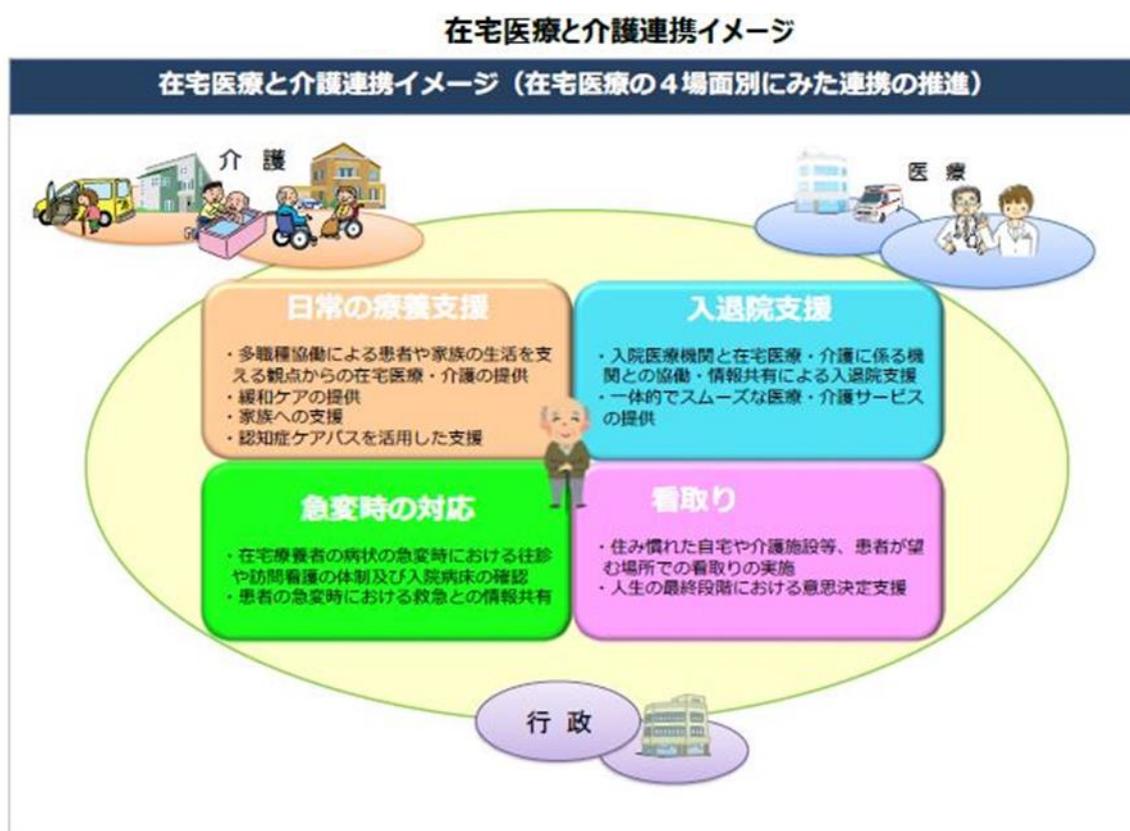
要支援者に対し、その状態や置かれている環境等に応じて自立した生活を送ることができるよう、総合事業や予防給付の介護予防プランを作成します。

（2）社会保障充実分

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供します。また、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿（地域の理想像）を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

医療と介護が主に共通する、①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面を意識して取り組みます。



② 認知症総合支援事業

アンケート調査では、介護認定者の抱えている疾病は、認知症の割合が最も高く、介護者が不安に感じる介護として一番多かったのが、「認知症状への対応」でした。認知症になっても本人の意思が尊重され住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護者となる家族や地域住民が認知症を正しく理解し、地域での見守りや気になった方を関係機関へつなぐ体制づくりが必要です。

認知症予防により発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域社会を目指し認知症の方やその家族の視点を重視しながら以下の取組により共生と予防の推進に努めます。

ア 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、新オレンジプランの2つ目の柱の「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の早期診断・早期対応のための体制整備として位置づけられています。早期に認知症の診断が行われ、速やかで適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームを設置しています。認知症専門医の指導のもと、複数の専門職において、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活をサポートします。

イ 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員とは、認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関、介護サービス事業所及び生活支援を行う様々な地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方及びその家族を支援するための相談業務を行います。継続して、医療・介護等の支援ネットワークの構築や認知症対応力向上のための支援、相談支援や相談体制構築に努めます。

ウ 認知症カフェの支援

認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症の理解」、「家族・本人への支援」を推進するため、認知症の方やその家族（介護者を含む）、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取組を支援します。

エ 若年性認知症の方への支援

65歳未満で発症する若年性認知症の方は、現役で働いている場合が多く、仕事ができなくなれば休職や退職に追い込まれ、経済的困難に陥ることになります。

しかし、認知症の早期診断・早期支援により、認知症だと診断されても残された能力や経験を活用して仕事を継続できる可能性があるため、障害担当と連携した就労支援をします。

オ 認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）の配布

「認知症あんしんガイド」とは、認知症を発症した時から、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを標準的に示すものです。認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための普及を図ります。

カ 認知症サポーター養成講座

一般住民に対し、認知症についての正しい理解と知識の普及、対応についての講義やミニ学習会を実施し、認知症の方や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る支援者（サポーター）を養成します。

【施策の方向】

広く住民に対する講座を開催し、サポーターの増員を図ります。

認知症サポーター養成講座の状況

単位：回・人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1	2	2	2	2	2
参加延人数	49	85	264	70	70	70

キ 認知症予防の普及啓発

認知症予防の関心を深めるため、対象者を限定せず、講座やコグニサイズの体験等を実施し、各種教室への参加に繋がります。また、地区の健康若返り教室等の通いの場において専門職を派遣し、認知症予防へのアプローチを積極的に行います。

③ 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体の設置・運営）は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支える生活支援サービスの体制整備を促進する事業です。町社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、「互助」の充実にに向けた取組を推進していきます。

ア 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実や高齢者の生きがいづくりのための社会参加に向け、生活支援・介護予防ボランティアの養成や、地域課題や地域支援等のマッチング、地域の資源調査を実施するため、町社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を配置しています。

イ 生活支援体制整備推進協議体

生活支援サービスの充実・強化に向けて、医療・介護等の専門職、ボランティア等の地域の多様な関係者と協働し、情報共有の場を設けることにより（協議体）体制整備を推進します。

④ 地域ケア会議推進事業

地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域課題の解決に向けた多職種連携や資源開発を目的とし、個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」と地域の人々と共有・検討しながら、地域づくり、地域の資源開発、政策形成等につなげていく「地域ケア推進会議」を行い、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを目指します。

4 任意事業

地域の実情に応じて、（１）介護予防・日常生活支援総合事業、（２）包括的支援事業以外に実施するもので、本町においては、介護給付等適正化事業や家族介護継続支援事業、住宅改修支援事業、成年後見制度利用支援事業等に取り組みます。

① 介護給付等適正化事業

介護給付費が適正に給付されるよう、利用者に「介護給付費通知書」を年４回通知し、利用者を確認していただきます。そして、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているか（サービス内容の適正化の観点）、不適正な介護サービスはないか（介護費用の適正化の観点）の両面から指導するとともに、監視体制を強化し介護報酬の不正請求の防止に努めます。

② 家族介護支援事業

要介護認定において要介護４・５と認定された方を介護する方で、介護保険サービスを利用していない町民税非課税世帯の方に対し、慰労金を支給するなど、経済的負担の軽減を図ることで、家族介護の継続を支援します。

③ 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供等を行うとともに、介護保険における住宅改修において、支給の申請に係る理由書の作成をした場合、その費用について助成します。

④ 成年後見制度利用支援事業

配偶者又は４親等以内の親族がいないなどで成年後見制度の利用ができない方について、町長が本人等に代わり申立てを行うほか、経済的な理由から申立て経費や後見人等への報酬が支払えない方には、その経費の助成をします。

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者が地域で健康的な生活が送れるよう、統括保健師を中心に各種データを活用し検証を行いながら、ハイリスクアプローチに取り組むとともに、通いの場を中心に、保健師・栄養士等専門職の関わりにより、ポピュレーションアプローチの充実を図り、高齢者のフレイル予防の主体的な取組を促進します。

（1）先進予防型まちづくりによる保健事業と介護予防の連携

本町では、「生涯を通じていきいきと活動できる健康なまち」を基本理念に掲げ、「先進予防型まちづくり」を進めています。高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるように、若い世代からの健康づくりとともに高齢者になっても途切れることのない、健康づくりと介護予防の実施を図ります。

（2）高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

健康障害を引き起こす可能性のある高齢者が疾病にかかり、要介護状態にならないよう、KDB システムを用いて高齢者の健康状態を把握するとともに、健康課題を分析及び明確化と対象者の把握し、個別的支援を行います。

① 糖尿病性腎症重症化予防対策

特定健康診査又は後期高齢者健康診査を受診した結果、特定保健指導の実施に加え、特に糖尿病性腎症の発症リスクが高く重症化しやすい方を対象に、保健師・栄養士による来所面談や訪問により、生活習慣改善のための保健指導又は受診勧奨指導を実施し、疾病の重症化予防を図ります。

【施策の方向】

対象となった方が医療機関の受診につながり、適切な治療を開始できるよう支援します。また、他の疾患を持ち、かかりつけ医療機関がある方については、医師会や薬剤師会等の関係者間と連携を図りながら対象者の把握に努め、切れ目のない支援が継続できるように努めます。

糖尿病性腎症重症化予防対策の状況

単位：人・%

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導対象者数	4	24	16	20	22	24
指導実施者数	3	21	16	18	20	22
指導実施割合	75.0	87.5	100.0	90.0	90.9	91.7

② 低栄養防止事業

BMI 18.5 未満で1年以内に概ね 1.5kg～2.0kg 以上の体重減少があった方に対し、3ヵ月を1クールとした栄養士または保健師による個別面談を実施し、栄養状態に関わる食生活や日常生活上の課題に応じて具体的な助言・指導を行い低栄養によるフレイルの予防を図ります。

【施策の方向】

令和2年度からの新規事業のため、事業の普及啓発に努め保健事業や地域支援事業、地域包括支援センターとの連携を図り対象者の把握に努めます。

③ 健康状態が不明な高齢者の状態把握の実施

75歳以上の高齢者に対し、KDBシステムにより抽出した過去1年間のレセプト情報等をもとに、健診・医療や介護サービス等の利用がなく健康状態が不明瞭であったり、閉じこもりの可能性がある方を特定し、後期高齢者の質問票により健康状態や心身機能を把握した上で、相談・指導を行います。

【施策の方向】

地域包括支援センターとの情報連携により該当者との接触の機会を持ち、必要に応じて適切な医療や介護サービスにつなげるとともに、通いの場等への社会参加を促します。

(3) 通いの場等における健康教育、健康相談等（ポピュレーションアプローチ）

① 健康貯きん（筋）クラブ

筋力トレーニングと有酸素運動の実施により、内臓脂肪を減少させることができ、脳卒中や心疾患の発症につながる危険因子を解消し、生活習慣の改善を図っていきます。また、高齢期におけるフレイル予防の観点も加え、介護予防に努めます。

【施策の方向】

これまでの有酸素運動に加え、病气予防度評価・データ管理システム（Nシステム）搭載による歩数計の活用により、個人の実績が見える化し、個々の目標の設定と効能の理解を図ります。

令和6年度からは、住民自身がタイムリーに身体活動を含む生活習慣の評価・改善ができる健康支援アプリ（あるこっと）を導入します。

また、ポールを使ったウォーキングの体験を通して、歩行姿勢の改善や歩幅拡大による負荷の増加等によりフレイル予防に努めます。

健康貯きん（筋）クラブ

単位：回・人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	67	72	72	72	72	72
登録人数	78	86	88	90	95	100
参加延人数	2,167	2,235	2,177	2,200	2,250	2,300

各論 第2章 健康づくりと介護予防（地域支援事業）

② みんなで健康ウォーク事業

生活習慣病予防やフレイル予防を目的に健康づくり事業の一環として、町内各地域の3kmコースを定期的に歩き、自然の景観や地域性を楽しみながら歩くこと、運動することが生活の中に定着するよう啓発していきます。

【施策の方向】

総合型地域スポーツクラブ「睦沢ふれあいスポーツクラブ」の企画、運営により健康保険課との連携のもと実施し、参加者の状況把握に努めます。また、各種ポールの使用により、歩行種類の幅を広げ、個々に合ったウォーキングの習慣化を図ります。

みんな健康ウォーク事業の状況

単位：回・人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12	12	12	10	10	10
登録人数（随時可）	63	58	45	40	40	40
参加延人数	403	378	235	200	200	200

③ 健康体操教室

高齢者の身体機能の維持・向上を目的とした運動を行い、定期的な体力測定の実施により、効果の検証を行いつつ、フレイル予防に努めます。

【施策の方向】令和5年度からは週1回、時間帯を3クラスに分け、参加者のレベルに応じた体操内容とし、参加者の拡大をしました。今後も、更なる参加者の拡大を図ります。

健康体操教室の状況

単位：回・人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	28	30	31	31	31	31
登録者数	35	46	43	45	45	45
参加延人数	652	908	1,010	1,240	1,240	1,240

第3章 生きがい・社会参加

1 生涯学習・生涯スポーツ

地域の高齢者に対し、健康の増進、学習の機会、レクリエーション等のための生きがい教室やサークル活動の場を提供することで、高齢者が生きがいを持ちながら生活できるよう支援していきます。

また、町中央公民館や町福祉交流センターと連携を図り、高齢者教室や女性のための教室など多様な学習機会の提供を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりの推進に努めていきます。

(1) 生涯学習

高齢者の生涯学習を総合的に推進するために、自主学習活動や各種団体、サークルに対してきめ細やかな支援に努めます。

また、高齢者のニーズに対応した講座や教室等の充実・新設に努めます。

(2) 生涯スポーツ

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防に資するために、総合型地域スポーツクラブ等と連携して高齢者のスポーツ活動やレクリエーション活動を推進します。

また、町スポーツ推進委員により、高齢者が気軽に自宅でスポーツ活動ができるよう、スポーツ事業の充実に努めます。

2 交流活動・文化活動

高齢者同士の交流や多世代間でふれあう機会の充実を図り、高齢者が地域の中で生きがいにあふれた暮らしを送ることができるよう努めます。

(1) 老人クラブ活動

地域を基盤とする高齢者の自主的な活動であり、高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しています。そして、明るい長寿社会の実現や保健福祉の向上につながっています。現在、老人クラブは年々加入者が減少し、会員の高齢化が進んでいます。また、団体数も減少傾向にあります。そのため、当該活動を支援するとともに、リーダー養成や若手会員の勧誘等、地域の実情に応じた多様な活動の促進やより一層の活性化を図ります。これにより、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点からも、その活動や役割が期待されます。

(2) 文化・芸術活動

コンサート・映画鑑賞等を実施し、心豊かな暮らしにつなげていきます。また、公民館で活動している各団体等については睦沢の芸術の発表の場とし、「ふるさと芸能発表会」「創作美術展」を年1回開催し、伝統文化の継承や、出品者の日頃の成果を見ていただくことで満足感や意欲につなげ、訪れた方にも良い刺激となり生涯学習の推進を目指して実施しています。趣味活動を始める機会となるよう、各種サークルの活動支援や、発表の場の拡充を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつなげていきます。

(3) ふれあい事業

一人暮らしや家族がいても昼間は一人きりで生活している、閉じこもりがちな高齢者を対象に、会話やゲーム等を行うふれあいの場として、「ふれあいサロン」の開催地区の拡大や「地域ふくし交流会」の充実に努めます。「ふれあいサロン」は、各地区で開催しています。講師を招き、健康や防犯のための講話を聞いたり、生涯大学や地元で活動している方々の発表を観覧、笑いヨガや介護予防体操の体験等を実施しています。「地域ふくし交流会」は、健康講話、工作等の室内での実施のほか、町バスを使用して外出を実施しています。

(4) エンディングに向けた支援

町民一人ひとりが住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きられるよう、エンディングノートの作成支援や、心の整理等に関する情報提供を行います。

3 シルバー人材センター

シルバー人材センターは「自主、自立、共労、共助」の理念のもとに高齢者の知識や経験を活かし、就業を通じた生きがいの充実、地域社会への参加・貢献等を目標に、一般家庭、公共機関、民間企業からの依頼により、高齢者の労働力を提供しています。町では、シルバー人材センターに対し、事業の拡大・発展を促進し、健康で働く意欲のある高齢者に対して就労機会の確保とともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。

4 高齢農業者の支援

高齢者の経験や知識、技術を生かし、生きがいとやりがいを持って農業を行うことができる環境づくりに努めます。町では、基幹産業の一つである農業を支える高齢者を支援し、「道の駅」や直売所へ農産物の出荷を勧めることで生きがい・やりがいづくりと収入の確保に努めます。

5 健康ポイントの取組

町民の健康づくりを始める・継続する意欲を高め、また取組の成果を分かりやすく実感できるよう、主にSNSを活用し、健康づくりに関する参加等に対してポイントを付与し、インセンティブとして還元させます。

健康無関心層や運動習慣のない方が健康づくりを始める動機づけ、また、その取り組みの習慣化を支援するアプリの普及に努めます。

第4章 生活支援サービス

日常生活において自宅で自立した生活を続けられるよう、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に、支援が必要な方に対する在宅福祉サービスの充実を図ります。

1 在宅福祉サービス

(1) 緊急通報体制の整備

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等に対し、日常生活における緊急事態発生時に、ごく簡単な操作で受信センターに通報できる緊急通報装置を設置し、緊急時速やかに安否確認・救助活動を行うなど、高齢者の日常生活上の不安を解消するため、見守りの充実強化を図っています。

【施策の方向】

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯が増加傾向にあるため、民生委員の訪問活動や保健師等の高齢者訪問を通して機器の設置を進めます。

緊急通報装置体制の整備の状況

単位：基

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置基数	78	80	80	83	85	85

(2) 「食」の自立支援事業

町が民間事業者へ委託し、食事の調理が困難な高齢者に対して、最大週7日、昼食を居宅に届けています。直接手渡しをすることで、利用者の安否確認も兼ねています。1人あたりの利用回数が増えています。高齢者世帯の増加に伴い今後も増加を見込んでいます。

【施策の方向】

地域包括支援センター職員等による高齢者訪問等の機会等を活用し、必要な方への配食サービスの充実に努めます。

「食」の自立支援事業の状況

単位：人・回

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	23	33	35	40	45	45
利用回数	3,092	4,163	5,500	6,000	6,500	6,500

(3) 紙おむつ等購入費助成事業

要介護4または5の方で在宅で生活されている方、またはその介護者を対象に紙おむつ等の購入費を助成する事業です。在宅介護等の経済的負担を軽減することを目的としており、年4回償還払い方式で助成を行います。

紙おむつ等購入費助成事業の状況

単位：人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	4	7	12	17	17	20

(4) 高齢者一時保護事業

町が養護老人ホームに委託し、家族等からの虐待を受けている高齢者や在宅での養護が一時的に困難となった高齢者の身体等の一時保護を図っていきます。

高齢者一時保護事業の状況

単位：人

	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	1	0	0	2	2	2

(5) 外出支援

町内公共交通における行政サービスには、福祉タクシー助成事業と福祉有償運送事業があります。利用者から様々な要望を受けており、引き続き、国、県、交通事業者、関係機関等と連携して、利用者の利便性向上を図っていきます。

① 福祉タクシー助成事業

対象者が町と協定を締結した民間タクシーや介護タクシーを利用した場合に、料金の一部を助成するサービスです。年間で2,000円分の利用券72枚を交付し、当該タクシーを利用する際には、1回の利用につき最大2,000円を上限に現物給付します。

【施策の方向】

福祉タクシーの利用者、利用回数は年々増加しています。交通弱者の外出機会確保のため、利便性向上に資する検討をします。

② 福祉有償運送事業

要介護認定者や障害者を対象に、町内や近隣市町村への移動に福祉車両を利用することができる運送サービスです。平成18年9月に町社会福祉協議会が福祉有償運送の許可を取得し、実施しています。

【施策の方向】

利用者、利用回数ともに減少しています。利用者を増やすため福祉タクシー券の利用等、利用者増加につながる検討をします。

2 施設サービス

(1) 養護老人ホーム保護措置

経済的な理由や生活環境上の理由によって、自立した生活が困難な方、虐待等により家族と生活ができない方を養護する必要性が生じた場合、行政により公費負担で養護老人ホームに保護措置を行います。この場合、入所者の収入等に応じて措置者の負担額が決まります。

【施策の方向】

町内には対象施設はありませんが、今後も近隣市町村と連携を図りながら、圏域内施設の利用にて対応していきます。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の方（夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下又は、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難な方が、低額な利用料金で入所でき、日常生活上の簡単なサービスが受けられる施設です。給食サービスのあるA型、自炊が前提となるB型、必要な場合にサービスを利用できる介護利用型（ケアハウス）の3種類があり、要介護認定にかかわらず入所が可能です。

【施策の方向】

町内には対象施設はありませんが、近隣市町村及び圏域内に開設されていることから、今後のニーズを把握しながら当該施設の利用にて対応していきます。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

【施策の方向】

町内には対象施設はありませんが、高齢者の住まいの選択肢の一つとして適切な運営が図れるよう、登録先である県と連携し、情報共有や町民等への情報提供等に努めます。

(4) 有料老人ホーム

有料老人ホームとは、民間事業者が主体となって設置・運営している施設です。サービス内容は施設によって異なり、食事や洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送る上で必要なサービスが提供されます。

【施策の方向】

町内には1施設が整備されています。高齢者の住まいの選択肢の一つとして適切な運営が図れるよう、登録先である県と連携し、情報共有や町民等への情報提供等に努めます。

3 地域福祉活動の推進

ボランティア団体の支援やシルバーボランティアを育成し、福祉教育による福祉意識の啓発等を図り、自主的な地域福祉活動が活発に行われるよう、住民も含めた地域全体で支え合う環境づくりに努めます。

(1) ボランティア活動の促進

町社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会と連携をとりながら、ボランティア活動に関心のある住民が気軽に活動に参加できるよう、ボランティア講習会やボランティアに関する相談等を行い、ボランティアの育成を図っています。また、町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に生活上のちょっとした困りごとを地域の皆さんの力で解決する「ちょこっとボランティア」を実施し、共助の地域づくりに努めます。町では、町社会福祉協議会や教育委員会（学校支援ボランティア、生涯学習グループ等）と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供を行い、住民の活動参加の促進を図ります。また、ボランティア活動の状況を把握しながら、活動の場の創出に努めます。さらに高齢化により今後ニーズの増加が見込まれる生活支援について、地域に合ったボランティア※のあり方を検討していきます。

※無償のボランティアだけではない可能性があります。

(2) 福祉意識の啓発

各分野及び関係機関と連携を図りながら、学校教育及び社会教育の場において福祉教育の必要性を訴え、福祉意識の向上啓発に努めます。町社会福祉協議会による町内小中学校の児童及び生徒を対象とした、福祉作文・福祉標語の募集と優秀作品の表彰・公表を継続し、福祉意識の啓発と思いやりの心の育成に努めます。また、広報紙等を通して福祉サービスや福祉活動に関する情報提供に努め、地域福祉に対する住民の理解の促進を図ります。

(3) 小域福祉圏ネットワーク活動

地区社会福祉協議会では、旧小学校区を単位とした小域福祉圏において、ボランティア・民生児童委員等の協力のもと、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の見守りネットワークを形成し、友愛訪問事業や「ふれあいサロン」に取り組んでいます。友愛訪問事業では、一人暮らし高齢者に鉢花を、また、寝たきり高齢者に見舞い品として、防水シート等を配布しました。町では、町社会福祉協議会と連携し、友愛訪問事業や「ふれあいサロン」の促進に向けた支援を行います。

第5章 安心・安全の確保

地震や風水害等の緊急時をはじめ、感染症の発生に備えた健康危機への対応、日常生活における身近な犯罪や交通事故等に際して、高齢者の不安を解消しつつ、福祉、消防、防災等の各部門や地域住民と連携しながら、安全を確保するための体制づくりを強化します。

1 日常生活の安心・安全

(1) 消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、消費者金融等の消費者被害が多発していることから、高齢者本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。さらに、消費者被害だけでなく、防犯、交通安全対策の普及、啓発も併せて実施しています。

(2) 高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、郵便局、新聞販売店等の町内で活動している事業者と協定を結び、見守り体制を確保しました。見守り協力事業者が、訪ねたお宅あるいは異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合には、町にて安否確認等を行うもので、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めます。

2 災害への対策

避難に際し支援の必要がある高齢者等の安全を確保するために台帳を整備するほか、自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し実効性のある要支援者の避難を行うために個別支援計策定を推進します。また、「自助」「共助」「公助」が連携し災害時に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

3 感染症等による健康危機への対応

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等感染症の発生に備え、国の基本的対処方針や「陸沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切でわかりやすい広報等による啓発に努めます。あわせて、町民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者等への支援に関し、関係機関等と連携し具体的な準備を進めていきます。

第6章 介護保険サービスの充実

1 在宅介護サービスの充実

(1) 予防給付サービスの提供

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度の要介護者に対する保険給付について、より自立度を高めるサービスへの転換や介護予防効果が期待されるサービスの導入を図るため、サービス対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直し、「予防給付」が平成18年度に創設されました。軽度の要介護者が重度の要介護となる原因は、加齢による衰弱や骨関節疾患等によって徐々に生活機能が低下する廃用症候群が最も多く、こうした軽度の要介護者については要介護度の重度化を防止する観点から、生活機能の維持・改善に有効なサービスを早期に提供していくことが重要です。予防給付では、要支援1、要支援2の方を対象として、様々な介護予防サービスが提供されますが、提供にあたっては、利用者の状態像の特性を踏まえたサービスの提供、明確な目標の設定と評価、廃用症候群の予防・改善等の観点から、通所系サービスの積極的利用が重要となります。

(2) 介護給付サービスの提供

要介護認定者が自宅で受ける、または、自宅から施設に通って受けるなど、自宅で生活する方向けのサービスです。

2 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するものです。これらのサービスは、市町村が事業所の指定を行い、原則として睦沢町に住む方だけが利用することができるものです。

3 施設介護サービスの充実

介護保険制度は、在宅での生活を送ることを目的にできた制度ですが、施設利用に対するニーズは年々高まってきています。施設整備については、利用者及び周辺市町村の動向を十分注視した上で、検討する必要があります。第9期計画では、施設の建設予定はありません。

4. 介護サービスの第8期実績と第9期目標値

(1) 居宅介護サービス・介護予防サービスの実績と見込量

①訪問介護

事業概要	利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うものです。なお、介護予防訪問介護は、2018年度(平成30年度)から総合事業に移行しました。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	867.5	855.5	870.8	882.9	865.7	857.4
介護給付(回)	867.5	855.5	870.8	882.9	865.7	857.4
人数(人/月)	40	42	42	45	45	45
介護給付(人)	40	42	42	45	45	45

参考：地域包括ケア「見える化」システム

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業概要	利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴、洗髪の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を行うものです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	30	18	30	30	30	30
予防給付(回)	0	0	8	8	8	8
介護給付(回)	30	18	22	22	22	22
人数(人/月)	8	5	6	6	6	6
予防給付(人)	0	0	1	1	1	1
介護給付(人)	8	5	5	5	5	5

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第6章 介護保険サービスの充実

③訪問看護・介護予防訪問看護

事業概要	訪問看護は、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	198.3	234.9	342.0	321.7	321.7	309.8
予防給付(回)	47.0	48.4	56.6	58.5	58.5	58.5
介護給付(回)	151.3	186.5	287.5	263.2	263.2	251.3
人数(人/月)	25	30	40	38	38	37
予防給付(人)	5	6	7	7	7	7
介護給付(人)	20	24	33	31	31	30

参考：地域包括ケア「見える化」システム

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業概要	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うものです					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	119.0	138.5	124.4	124.4	124.4	124.4
予防給付(回)	1.3	17.3	24.9	21.6	21.6	21.6
介護給付(回)	117.7	121.2	125.0	102.8	102.8	102.8
人数(人/月)	9	11	10	11	11	11
予防給付(人)	1	2	3	4	4	4
介護給付(人)	9	9	7	7	7	7

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業概要	居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	28	32	69	51	51	50
予防給付(人)	1	2	2	2	2	2
介護給付(人)	27	30	67	49	49	48

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑥通所介護

事業概要	利用者が通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。 ※地域密着型通所介護(定員18名以下。平成28年度～。)は別途掲載。 ※要支援の方の通所介護は総合事業(平成30年度～)として別途掲載。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	356	387	396	418.1	418.1	410.9
介護給付(回)	356	387	396	418.1	418.1	410.9
人数(人/月)	35	40	40	43	43	42
介護給付(人)	35	40	40	43	43	42

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第6章 介護保険サービスの充実

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業概要	利用者が通所リハビリテーション事業所（デイケア）に通い、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを行うものです。また、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられます。予防給付は、月額包括報酬であるため、回数は表示されません。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値）令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数（回/月）	394.7	387.5	403.8	412.9	412.9	412.9
介護給付(回)	394.7	387.5	403.8	412.9	412.9	412.9
人数（人/月）	77	79	86	85	86	86
予防給付(人)	25	23	26	27	28	28
介護給付(人)	52	56	59	58	58	58

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業概要	介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄等の介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるものです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値）令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日数（日/月）	260.5	267.4	317.7	290.7	290.7	290.7
予防給付(日)	1.8	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	258.7	264.1	317.7	290.7	290.7	290.7
人数（人/月）	18	18	32	21	21	21
予防給付(人)	1	1	0	0	0	0
介護給付(人)	18	17	32	21	21	21

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

事業概要	短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。					
実績値と目標値 （年度）	第8期（実績値） 令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
日数（日/月）	59.8	55.9	102.7	87.1	87.1	87.1
予防給付(日)	1.7	2.1	0.3	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	58.1	53.8	101.6	87.1	87.1	87.1
人数（人/月）	5	4	6	5	5	5
予防給付(人)	1	1	1	0	0	0
介護給付(人)	4	3	6	5	5	5

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

事業概要	短期入所療養介護（病院等）は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。					
実績値と目標値 （年度）	第8期（実績値） 令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第6章 介護保険サービスの充実

⑪短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

事業概要	短期入所療養介護（介護医療院）は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。					
実績値と目標値 （年度）	第8期（実績値） 令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業概要	利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具の選定・貸与を受けるものです。					
実績値と目標値 （年度）	第8期（実績値） 令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
人数（人/月）	126	128	138	126	127	126
予防給付(人)	35	34	36	37	39	39
介護給付(人)	91	94	102	96	98	97

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑬特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

事業概要	特定福祉用具購入は、日常生活の自立を支援するために、特定福祉用具として指定された介護用品（入浴補助用具等）の購入について、その費用を支給します。（支給限度額は年間10万円です）					
実績値と目標値 （年度）	第8期（実績値） 令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
人数（人/月）	3	3	3	3	3	3
予防給付(人)	1	1	1	1	1	1
介護給付(人)	2	2	2	2	2	2

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑭住宅改修費・介護予防住宅改修費

事業概要	身体機能が低下した高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図るために、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給します。（支給限度額は20万円です。）					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値(令和5年度は見込値)			第9期（目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	2	2	2	2	2	2
予防給付(人)	1	1	1	1	1	1
介護給付(人)	1	1	1	1	1	1

参考：地域包括ケア「見える化」システム

⑮特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業概要	特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等）の入居者に対し、当該特定施設が提供するサービスの内容（入浴、排泄、食事の介護その他のサービス）等を計画に基づき提供することをいいます。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値(令和5年度は見込値)			第9期（目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	6	7	10	11	11	11
予防給付(人)	2	1	1	1	1	1
介護給付(人)	4	6	9	10	10	10

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの実績と見込量

①地域密着型通所介護

事業概要	利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値）令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
回数(回/月)	194.7	153.3	170.8	170.2	170.2	170.2
介護給付(回)	194.7	153.3	170.8	170.2	170.2	170.2
人数(人/月)	20	15	17	16	16	16
介護給付(人)	20	15	17	16	16	16

参考：地域包括ケア「見える化」システム

②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業概要	認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者で認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く）について、その共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値）令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	17	18	20	20	20	20
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	17	18	20	20	20	20

参考：地域包括ケア「見える化」システム

その他地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2. 夜間対応型訪問介護
3. 認知症対応型通所介護
4. 小規模多機能型居宅介護
5. 地域密着型特定施設入居者生活介護
6. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
7. 看護小規模多機能型居宅介護
8. 複合型サービス

(3) 施設サービスの実績と見込量

①介護老人福祉施設

事業概要	介護老人福祉施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	59	56	51	50	50	50

参考：地域包括ケア「見える化」システム

②介護老人保健施設

事業概要	介護老人保健施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等のサービス提供をします					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	61	58	54	56	56	56

参考：地域包括ケア「見える化」システム

③介護療養型医療施設

事業概要	介護療養型医療施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な訓練等のサービスを提供します。※令和6年3月末をもって廃止されます。					
実績値と目標値 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	0	0	0			

参考：地域包括ケア「見える化」システム

④介護医療院

事業概要	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。					
実績値と見込量 (年度)	第8期(実績値) 令和5年度は見込値			第9期(目標値)		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第6章 介護保険サービスの充実

(4) 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込量

事業概要	利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。本サービスは、要支援の方に対しては地域包括支援センター、要介護の方に対しては居宅介護支援事業所でサービスの提供をしています。					
実績値と目標値 (年度)	第8期（実績値）令和5年度は見込値			第9期（目標値）		
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
人数(人/月)	198	202	204	199	204	203
予防給付(人)	50	49	49	51	53	54
介護給付(人)	148	153	155	148	151	149

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 施設サービスの利用定員の状況

	施設の定員			単位：人/年
区分	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	グループホーム
定員数	110	100	0	18

(6) 第9期計画期間の地域密着型サービス事業所整備予定数

	事業整備予定数			単位：箇所/年
サービス区分	第9期計画期間			
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	
	整備予定事業所数	整備予定事業所数	整備予定事業所数	
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	

(7) 第8期介護保険給付費の実績（見込額）

① 予防給付費の実績（見込額）

第8期介護予防サービスの実績（見込額）

単位：千円/年

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	556
介護予防訪問看護	1,489	1,462	1,792
介護予防訪問リハビリテーション	42	585	860
介護予防居宅療養管理指導	81	137	454
介護予防通所リハビリテーション	9,419	8,124	10,138
介護予防短期入所生活介護	44	111	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	158	195	22
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,578	2,639	2,631
特定介護予防福祉用具購入費	54	97	174
介護予防住宅改修	238	979	576
介護予防特定施設入居者生活介護	2,058	1,083	1,125
小計	16,162	15,412	18,328
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小計	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,759	2,690	2,829
合計	18,921	18,102	21,157

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第6章 介護保険サービスの充実

②介護給付費の実績（見込額）

第8期介護給付費の実績（見込額）

単位：千円/年

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 居宅サービス			
訪問介護	32,072	31,240	32,170
訪問入浴介護	4,370	2,695	3,283
訪問看護	10,009	10,881	15,848
訪問リハビリテーション	4,048	4,212	4,385
居宅療養管理指導	2,839	3,717	7,911
通所介護	34,327	38,544	38,378
通所リハビリテーション	38,948	38,199	38,961
短期入所生活介護	24,313	24,915	31,546
短期入所療養介護（老健）	6,826	6,222	12,376
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	15,653	15,893	16,061
特定福祉用具購入費	609	566	762
住宅改修費	840	885	755
特定施設入居者生活介護	9,552	11,583	19,715
小計	184,406	189,552	222,151
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	20,671	17,322	22,461
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	52,727	57,404	66,928
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
小計	73,398	74,726	89,389
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	178,917	167,837	158,595
介護老人保健施設	207,702	192,323	178,641
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
小計	386,619	360,160	337,236
(4) 居宅介護支援	24,611	24,615	26,833
合計	669,034	649,053	675,609

参考：地域包括ケア「見える化」システム

第7章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

1 将来人口推計

(1) 年齢階層別人口推計

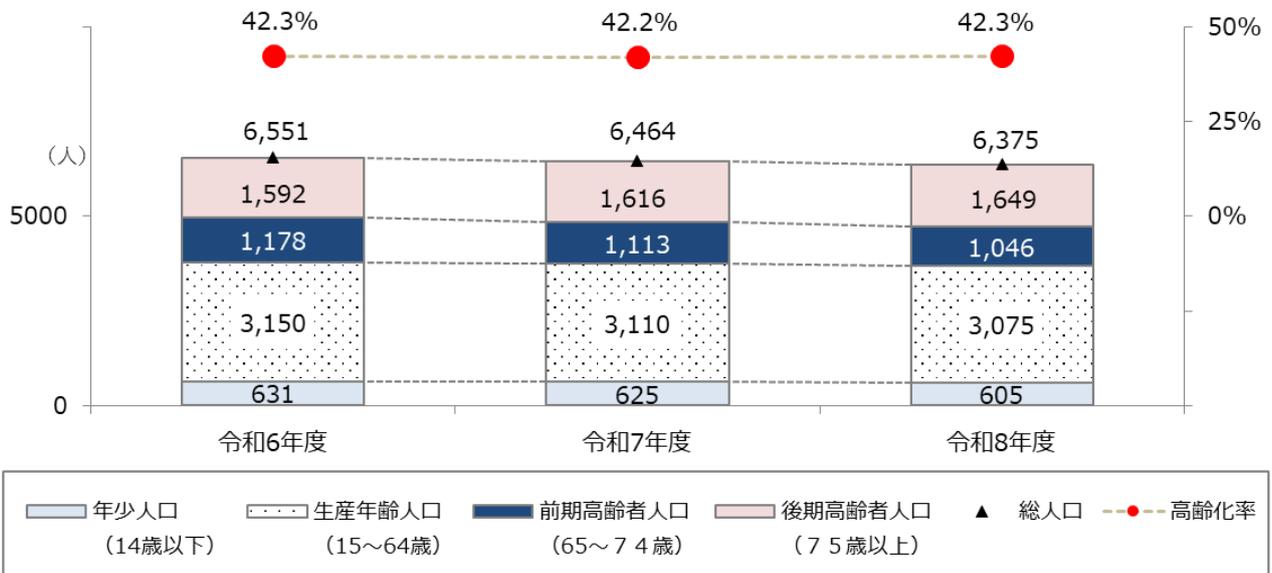
総人口は減少傾向にあり、階層別人口割合は若干年少人口の減少がみられます。また、高齢化率は42%台で推移していますが、後期高齢者（75歳以上）の割合が増加の見込みです。

年齢階層別人口の推計

単位：人・%

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
総人口 ①	6,551	6,464	6,375
年少人口（14歳以下） ②	631	625	605
構成比 ②/①	9.6	9.7	9.5
生産年齢人口（15～64歳） ③	3,150	3,110	3,075
構成比 ③/①	48.1	48.1	48.2
高齢者人口（65歳以上） ④	2,770	2,729	2,695
構成比 ④/①	42.3	42.2	42.3
前期高齢者（65～74歳） ⑤	1,178	1,113	1,046
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	42.5	40.8	38.8
後期高齢者（75歳以上） ⑥	1,592	1,616	1,649
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	57.5	59.2	61.2

住民基本台帳各年9月末(将来推計値)



(2) 被保険者数の推計

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
総数	4,771	4,739	4,691
第1号被保険者数	2,770	2,729	2,695
第2号被保険者数	2,001	2,010	1,996

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計では、横ばいの見込です。第1号被保険者は5人程度の増加で年度により、認定区分の増減があります。

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
総数	421	426	426
要支援1	51	53	54
要支援2	47	48	48
要介護1	84	85	85
要介護2	70	72	71
要介護3	52	51	52
要介護4	75	75	74
要介護5	42	42	42
うち第1号被保険者数	416	421	421
要支援1	51	53	54
要支援2	46	47	47
要介護1	84	85	85
要介護2	70	72	71
要介護3	49	48	49
要介護4	74	74	73
要介護5	42	42	42

参考：地域包括ケア「見える化」システム

2 介護保険料事業給付費の見込

(1) 第9期予防給付費の見込額

第9期予防給付費の見込額

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	556	556	556
介護予防訪問看護	1,879	1,882	1,882
介護予防訪問リハビリテーション	757	758	758
介護予防居宅療養管理指導	461	461	461
介護予防通所リハビリテーション	10,557	10,847	10,847
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,669	2,793	2,793
特定介護予防福祉用具購入費	174	174	174
介護予防住宅改修	576	576	576
介護予防特定施設入居者生活介護	1,141	1,143	1,143
小計	18,770	19,190	19,190
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小計	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,976	3,096	3,152
合計	21,746	22,286	22,342

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 第9期介護給付費の見込額

第9期介護給付費の見込額

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
(1) 居宅介護サービス			
訪問介護	33,435	32,976	32,449
訪問入浴介護	3,283	3,283	3,283
訪問看護	14,565	14,583	13,985
訪問リハビリテーション	3,657	3,661	3,661
居宅療養管理指導	6,093	6,101	5,994
通所介護	41,147	41,199	40,324
通所リハビリテーション	40,411	40,462	40,462
短期入所生活介護	27,613	27,648	27,648
短期入所療養介護（老健）	10,559	10,573	10,573
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	14,912	15,189	14,993
特定福祉用具購入費	762	762	762
住宅改修費	755	755	755
特定施設入居者生活介護	21,868	21,896	21,896
小計	219,060	219,088	216,785
(2) 地域密着型介護サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型通所介護	0	0	0
地域密着型通所介護	22,461	22,461	22,461
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	67,873	67,959	67,959
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
小計	90,334	90,420	90,420
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	157,743	157,943	157,943
介護老人保健施設	187,387	187,624	187,624
介護医療院	0	0	0
小計	345,130	345,567	345,567
(4) 居宅介護支援	25,762	26,287	25,897
合計	680,286	681,362	678,669

参考：地域包括ケア「見える化」システム

3 第9期地域支援事業費の見込額

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
訪問介護相当サービス	4,320	4,453	4,894
(利用者数：人/月)	(16)	(17)	(18)
訪問型サービス(A)	0	0	0
(利用者数：人/月)	0	0	0
訪問型サービス(B)	0	0	0
訪問型サービス(C)	0	0	0
訪問型サービス(D)	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	2,760	2,845	3,127
(利用者数：人/月)	(8)	(9)	(10)
通所サービス(A)	4,396	5,195	5,195
(利用者数：人/月)	(33)	(39)	(39)
通所サービス(B)	0	0	0
通所サービス(C)	1,391	1,391	1,391
通所サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	2,470	2,546	2,799
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	274	283	312
地域介護予防活動支援事業	824	850	935
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	51	51	51
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	120	120	120
合計	16,606	17,734	18,824

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	20,559	21,189	23,287
任意事業	834	860	946
合計	21,393	22,049	24,233

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
在宅医療・介護連携推進事業	85	85	85
生活支援体制整備事業	11,120	11,461	12,596
認知症初期集中支援推進事業	1,123	1,123	1,123
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	75	75	75
合計	12,403	12,744	13,879

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 地域支援事業費の合計

地域支援事業費の合計

単位：千円/年

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,606	17,734	18,824
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	21,393	22,049	24,233
包括的支援事業費（社会保障充実分）	12,403	12,744	13,879
合計	50,402	52,527	56,936

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 第9期総給付費の見込額

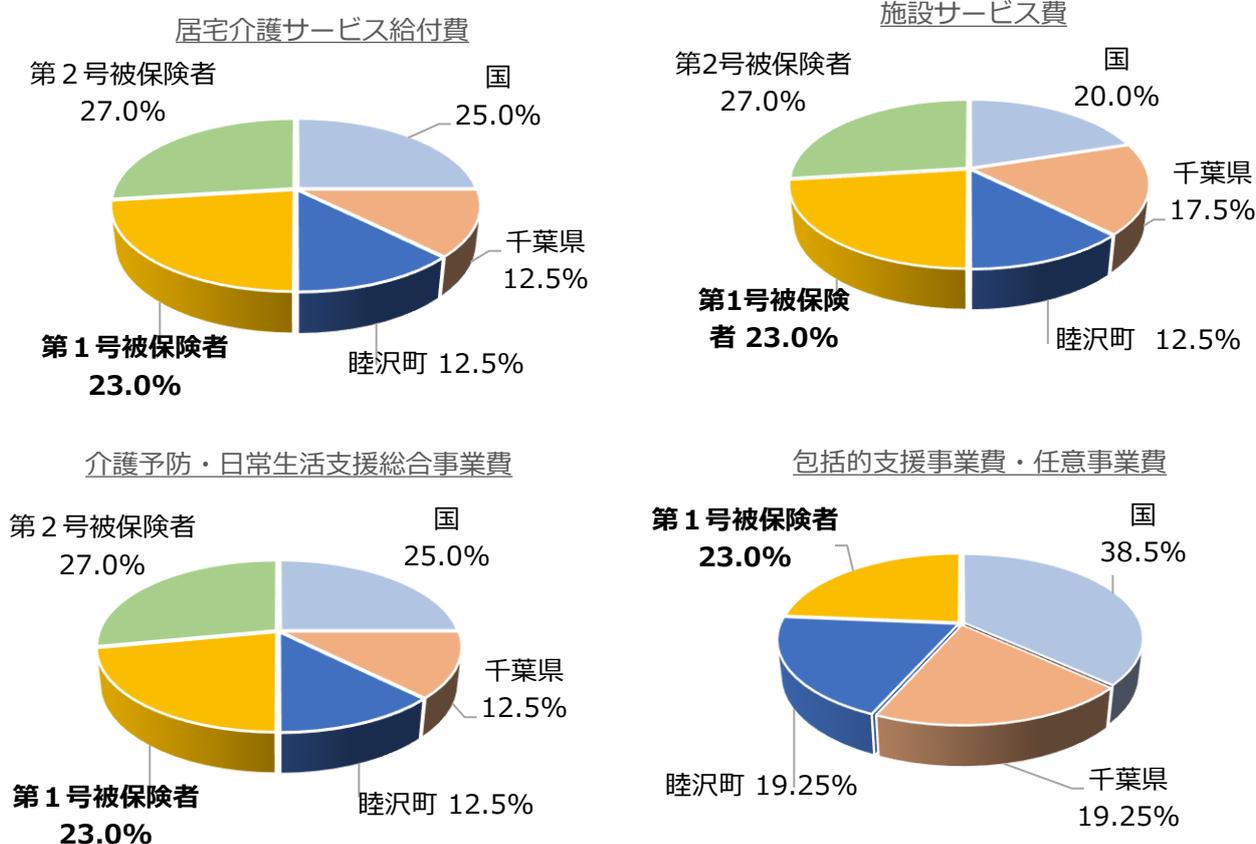
区分		総給付費の見込額		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
予防給付	(1) 介護予防サービス	18,770	19,190	19,190
	(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0
	(3) 介護予防支援	2,976	3,096	3,152
介護給付	(1) 居宅介護サービス	219,060	219,088	216,785
	(2) 地域密着型サービス	90,334	90,420	90,420
	(3) 施設サービス	345,130	345,567	345,567
	(4) 居宅介護支援	25,762	26,287	25,897
合計		702,032	703,648	701,011

参考：地域包括ケア「見える化」システム

4 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 介護保険の財源構成

介護保険事業の財源構成は以下のとおりです。



(2) 介護保険料の算出方法

① 保険料算出の流れ

標準給付費等見込額	2,246,509,570
+	
地域支援事業費見込額	159,865,000
=	
介護保険事業費見込額	2,406,374,570
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額	553,466,151
+	
調整交付金相当額	114,983,679
-	
調整交付金見込額	97,811,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
介護給付費準備基金取崩額	76,760,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額	493,878,830
÷	
予定保険料収納率	99.0%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	8,314人
÷	
年額保険料	60,000
÷	
12か月	
=	
月額保険料(基準額)	5,000
(参考) 第8期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)	5,277

(3) 保険料基準額の指標

単位：円・%/月

内 訳	第9期保険料
保険料基準額（月額）	5,000
準備基金取崩額の影響額	777
準備基金の残高（前年度末の見込額）	139,013,164
準備基金取崩額	76,760,000
準備基金取崩割合	55.2%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率（%）（対8期保険料）	-5.2%

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 介護保険料基準額（月額）の内訳

単位：円/月

内 訳	第9期保険料
総給付費	5,079
在宅サービス	1,923
居住系サービス	658
施設サービス	2,498
その他給付費	326
地域支援事業費	372
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0
市町村特別給付費等	0
保険料収納必要額（月額）	5,777
準備基金取崩額	777
基準保険料額（月額）	5,000

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 第9期所得段階別介護保険料の見込

第9期所得段階別人数と割合

単位：円・人・%/年

所得段階	所得基準 金額	2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)		基準額に 対する割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1段階		328	11.8%	323	11.8%	319	11.8%	0.445%
第2段階		214	7.7%	211	7.7%	208	7.7%	0.680%
第3段階		243	8.8%	239	8.8%	237	8.8%	0.690%
第4段階		286	10.3%	283	10.4%	279	10.4%	0.900%
第5段階		519	18.7%	511	18.7%	505	18.7%	1.000%
第6段階		521	18.8%	513	18.8%	507	18.8%	1.200%
第7段階	1,200,000	409	14.8%	403	14.8%	398	14.8%	1.300%
第8段階	2,100,000	147	5.3%	145	5.3%	144	5.3%	1.500%
第9段階	3,200,000	58	2.1%	57	2.1%	56	2.1%	1.700%
第10段階	4,200,000	18	0.6%	18	0.7%	18	0.7%	1.900%
第11段階	5,200,000	9	0.3%	9	0.3%	8	0.3%	2.100%
第12段階	6,200,000	5	0.2%	5	0.2%	4	0.1%	2.300%
第13段階	7,200,000	13	0.5%	12	0.4%	12	0.4%	2.400%

参考：地域包括ケア「見える化」システム

第9期所得段階別保険料

単位：円/月・年

所得 段階	対象者	負担 割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方・生活保護の受給者	0.285	1,425	17,100
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方	0.485	2,425	29,100
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以上の方	0.685	3,425	41,100
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	4,500	54,000
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	1.0	5,000	60,000
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,000	72,000
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	6,500	78,000
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	7,500	90,000
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	8,500	102,000
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	9,500	114,000
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	10,500	126,000
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	11,500	138,000
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	2.4	12,000	144,000

5 中・長期的なサービス量・保険料推計

(1) 年齢階層別総人口の推計

総人口の推計は令和12年度から22年度にかけ1,108人減少の見込みです。年少人口は0.5%減少、生産年齢人口は0.7%減少し、高齢者人口の割合は1.2%増加の見込みです。

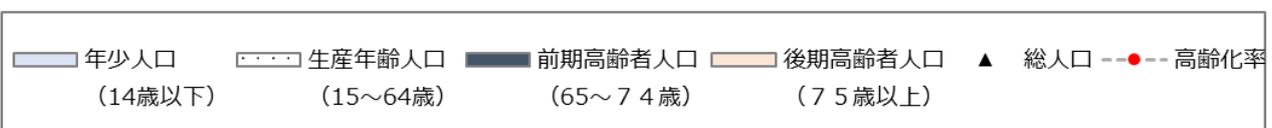
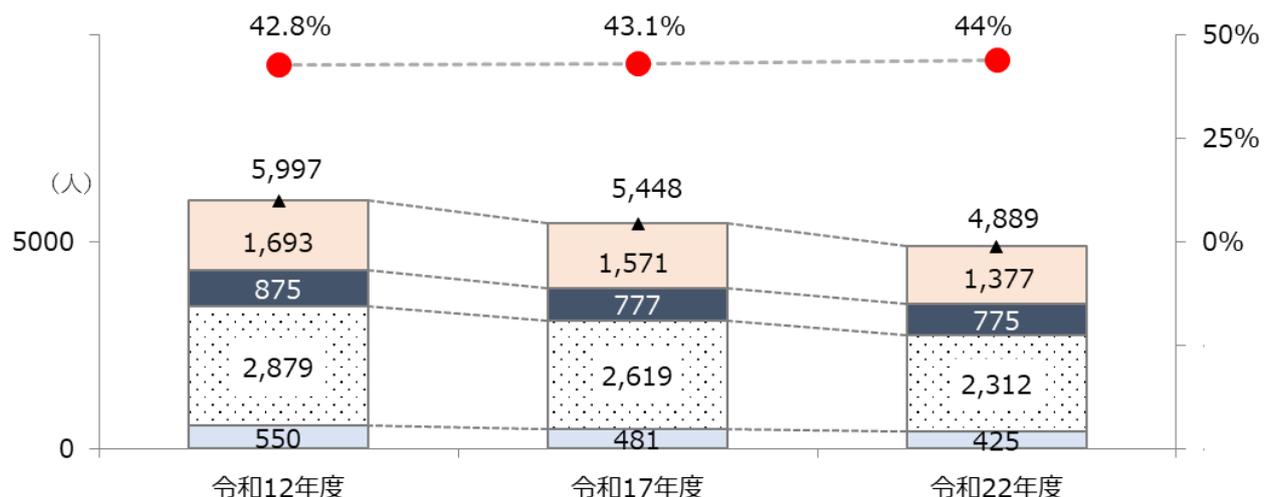
団塊ジュニアが65歳になる令和22年度は前期高齢者の割合が増加の見込みです。

年齢階層別総人口の推計

単位：人・%

区 分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口 ①	5,997	5,448	4,889
年少人口(14歳以下) ②	550	481	425
構成比 ②/①	9.2	8.8	8.7
生産年齢人口(15~64歳) ③	2,879	2,619	2,312
構成比 ③/①	48.0	48.1	47.3
高齢者人口(65歳以上) ④	2,568	2,348	2,152
構成比 ④/①	42.8	43.1	44.0
前期高齢者(65~74歳) ⑤	875	777	775
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	34.1	33.1	36.0
後期高齢者(75歳以上) ⑥	1,693	1,571	1,377
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	65.9	66.9	64.0

住民基本台帳各年10月1日(将来推計値)



(2) 被保険者数の推計

令和12年度総数4,497人から令和22年度は3,713人と784人減少の見込みです。第1号被保険者は416人、第2号被保険者は368人の減少の見込みです。

被保険者数の推計

単位：人/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	4,497	4,137	3,713
第1号被保険者数	2,568	2,348	2,152
第2号被保険者数	1,929	1,789	1,561

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者の推計

要介護認定者の推計

単位：人/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	445	463	447
要支援1	56	55	50
要支援2	48	51	50
要介護1	91	93	90
要介護2	75	77	70
要介護3	56	62	61
要介護4	76	79	78
要介護5	43	46	48
うち第1号被保険者数	440	458	442
要支援1	56	55	50
要支援2	47	50	49
要介護1	91	93	90
要介護2	75	77	70
要介護3	53	59	58
要介護4	75	78	77
要介護5	43	46	48

参考：地域包括ケア「見える化」システム

各論 第7章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

(4) 予防給付費の見込額

予防給付費の見込額

単位：千円/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,882	1,882	1,882
介護予防訪問リハビリテーション	758	758	758
介護予防居宅療養管理指導	461	461	461
介護予防通所リハビリテーション	11,123	11,362	11,085
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,793	2,880	2,842
特定介護予防福祉用具購入費	174	174	174
介護予防住宅改修	576	576	576
介護予防特定施設入居者生活介護	1,143	1,143	1,143
小計	18,910	19,236	18,921
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小計	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,208	3,212	3,101
合計	22,118	22,448	22,022

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 介護給付費の見込額

介護給付費の推計

単位：千円/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅介護サービス			
訪問介護	35,575	38,496	35,972
訪問入浴介護	3,283	3,283	3,283
訪問看護	15,377	15,728	15,026
訪問リハビリテーション	3,661	3,955	3,661
居宅療養管理指導	6,701	7,321	7,074
通所介護	43,040	45,447	41,976
通所リハビリテーション	44,111	46,207	44,284
短期入所生活介護	30,207	34,355	32,767
短期入所療養介護(老健)	10,573	10,573	10,573
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	16,595	17,505	16,541
特定福祉用具購入費	762	762	762
住宅改修費	755	755	755
特定施設入居者生活介護	24,184	24,184	22,191
小計	234,824	248,571	234,865
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	22,461	22,461	22,461
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	67,959	67,959	67,959
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
小計	90,420	90,420	90,420
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	154,680	161,040	164,134
介護老人保健施設	190,702	200,518	197,440
介護医療院	0	0	0
小計	345,382	361,558	361,574
(4) 居宅介護支援	27,928	29,665	28,069
合計	698,554	730,214	714,928

域包括ケア「見える化」システム

各論 第7章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

(6) 総給付額の推計

		総給付額の推計			単位：千円/年
区 分		令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	
合 計		720,672	752,662	736,950	
	在宅サービス	282,004	297,818	284,083	
	居住系サービス	93,286	93,286	91,293	
	施設サービス	345,382	361,558	361,574	

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(7) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計

単位：千円/年

サービス種別・項目	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
訪問介護相当サービス	5,854	6,978	6,560
(利用者数：人/月)	(19)	(20)	(17)
訪問型サービス (A)	0	0	0
(利用者数：人/月)	0	0	0
訪問型サービス (B)	0	0	0
訪問型サービス (C)	0	0	0
訪問型サービス (D)	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	3,189	3,251	3,056
(利用者数：人/月)	(11)	(12)	(9)
通所型サービス (A)	5,195	5,195	5,195
(利用者数：人/月)	(39)	(39)	(39)
通所型サービス (B)	0	0	0
通所型サービス (C)	1,391	1,391	1,391
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの 一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	2,854	2,909	2,735
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	319	326	307
地域介護予防活動支援事業	954	973	915
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	51	51	51
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	120	120	120
合計	19,927	21,194	20,330

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(8) 包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費の推計

包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の推計 単位：千円/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	23,744	24,200	22,748
任意事業	965	984	925
合計	24,709	25,184	23,673

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(9) 包括的支援事業費（社会保障充実分）の推計

包括的支援事業費（社会保障充実分）の推計 単位：千円/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	85	85	85
生活支援体制整備事業	12,596	12,843	12,073
認知症初期集中支援推進事業	1,123	1,123	1,123
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり 推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	75	75	75
合計	13,879	14,126	13,356

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(10) 地域支援事業費の合計

地域支援事業費の合計 単位：千円/年

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	19,927	21,194	20,330
包括的支援事業（地域包括支援センター の運営）及び任意事業費	24,709	25,184	23,673
包括的支援事業費（社会保障充実分）	13,879	14,126	13,356
合計	58,515	60,504	57,359

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(11) 介護保険料基準額の指標

介護保険料基準額の指標

単位：円・%/月・年

区分	第9期	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	5,000	6,291	7,004	7,296
準備基金取崩額の影響額	777			
準備基金の残高（前年度末の見込額）	139,013,164			
準備基金取崩額	76,760,000			
準備基金取崩割合	55.2%	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0			
財政安定化基金拠出金見込額	0			
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0			
財政安定化基金償還金	0			
保険料基準額の伸び率（対8期保険料）	-5.2%	19.2%	32.7%	38.3%

参考：地域包括ケア「見える化」システム

(12) 介護保険基準額（月額）の内訳

介護保険基準額（月額）の内訳

単位：円/月

区分	第9期	令和12年	令和17年	令和22年度
総給付費	5,079	5,458	6,021	6,230
在宅サービス	1,923	2,136	2,383	2,402
居住系サービス	658	707	746	772
施設サービス	2,498	2,616	2,893	3,057
その他給付費	326	379	449	492
地域支援事業費	372	454	534	575
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
保険料収納必要額（月額）	5,777	6,291	7,004	7,296
準備基金取崩額	777	0	0	0
基準保険料額（月額）	5,000	6,291	7,004	7,296

参考：地域包括ケア「見える化」システム

6 町介護給付費適正化計画

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的として、介護給付適正化を行います。

介護給付適正化主要3事業「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の着実な推進を図り、サービス利用者にとって適正なサービスが提供されるよう取り組みます。また、「介護給付費通知」を任意事業として継続して実施します。

千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と緊密な連携を図りながら、提供される情報の活用を進め、ケアプランの点検や住宅改修等の点検を効果的に実施するために、介護支援専門員を含めた各種専門職等と連携した点検方法を検討し、また、運営指導等の事業者指導の機会を利用し、給付管理が適正に実施されているか確認・点検を行うなど、各介護サービス事業者に対し適正化への意識の浸透に努めます。

（1）公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護認定調査は、公平・公正かつ迅速に行わなければならない事務です。認定調査体制を充実させ、訪問調査員研修に積極的に参加し、資質向上に努めています。認定の申請件数については、年々増加していますが、可能な限り町で調査を実施するとともに、外部へ委託する場合も、調査対象者の関係事業所以外の事業所へ依頼するなど、中立・公平な調査の実施に努め、審査会前の点検についても継続していきます。

（2）ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から提出されるケアプランの内容が適正かどうかについての点検に努めます。要介護度や心身の状況等に合っていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指していきます。

また、住宅改修の点検については、工事前又は工事後に、必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り等を行い、工事内容や状況の点検に努めます。福祉用具購入についても、申請時に必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り等を行い、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

（3）縦覧点検・医療情報との突合

国保連介護給付適正化システムにより出力される帳票等を活用し、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性

の点検（医療情報との突合）を行うほか、受給者毎に複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検（縦覧点検）を行うことで、適正な請求の促進を図ります。さらに、国保連への委託により実施件数の拡大を図ります。

（４）介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、サービスが高齢者の自立支援に役立つものとして、本来の目的に沿った形で提供されることを促進するために、介護給付費額を年４回通知しています。事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及・啓発し、自ら受けているサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた介護給付費の抑制効果に繋げていきます。

第8章 計画の円滑な推進

1 連携体制の充実

(1) 庁内推進体制

本計画に掲げる施策は、様々な分野が関連していることから、健康保険課が中心となる中で、関係各課と情報共有と連携を図りながら、効果的かつ効率的な施策・事業の実施に努めます。

(2) 関係機関との連携体制

計画の円滑な推進を図るため、介護・保健・医療・福祉等の関係機関、地域団体、介護サービス等事業者との連携体制の強化に努めます。また、広域的な調整に関しては、国・県や近隣自治体との連携を図り、適切な対応を図ります。

(3) 地域との協働体制

地域で活躍するボランティアは、これまでも公的サービスで補いきれない部分の支援を担っていますが、その重要性は今後もますます高まることが予想されます。町民が自主的に活動しやすい環境や支援体制を整え、まちづくりへの参画を推進し、多様な主体による実施に努めます。

2 介護サービスの質の向上、業務効率化

(1) ケアマネジメントの質の向上

地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員の質の向上に取り組むとともに、連携支援等を行います。また、「長生郡市介護サービス事業者協議会」と連携し、個人情報の保護に留意しながら、サービス事業提供者との情報共有に努める一方で、中立・公正な立場でのケアプラン作成を行い、利用者一人ひとりの状態に応じたサービス提供を促進します。

(2) 地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援ケアマネジメントの質の向上

地域ケア会議において、地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について解決策や改善策の検討を行うとともに、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業者に対して助言等を行います。

(3) 介護サービス事業者への指導・監督

町が指定している事業所に対し、指定基準違反等の確認のため必要に応じて立ち入り検査を実施し、設備や帳簿類の審査確認を行うなどサービスの質の向上を図ります。また、職員（監査員）の知識の向上に努めます。

(4) 介護業務の効率化のための支援検討

介護現場における業務の効率化を図るため、国・県と連携しながら業務仕分けやロボット・ICTの活用による業務改善や、介護分野の文書に係る負担軽減等について検討していきます。

3 介護人材の確保

計画の推進にあたり、行政はもちろん、町民や関係機関等の連携により、支援の必要な高齢者に対し、多様な人材が重層的に関わる体制が求められています。地域包括ケアシステムの構築には、地域住民をはじめ、多くの町民の協力・参画が不可欠であることから、ボランティアや各種町民組織等との連携に努め、地域資源の活用を図ります。さらに、県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア、NPOの育成、認知症サポーターの養成等に取り組んでいきます。また、学生の職業体験等で介護職のやりがいや魅力を伝え、各種養成講座や広報啓発を通じて、新たな人材の発掘に取り組むとともに、特に「団塊の世代」の積極的な社会参加を推進し、やむなく介護離職した方の介護職への再就職に対しては国・県の制度等の情報提供を行います。

4 情報提供・相談体制の強化

介護保険制度の基本的な考え方やサービス内容、事業者の情報等について、広報紙や町のホームページ等様々な媒体を活用し、情報提供に努めます。また、民生委員や町社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関・団体等と連携しながら、様々な地域活動の機会を積極的に利用した広報活動を行います。さらに、要介護認定に関する相談や苦情について、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、町や地域包括支援センターにおいても身近な窓口体制の充実を図ります。

5 利用者負担の軽減

保険料や利用料の負担が困難な住民に対応するため、利用者負担の軽減に向けた取組を進めます。

(1) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業

低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成することにより、低所得者の利用支援を図ります。

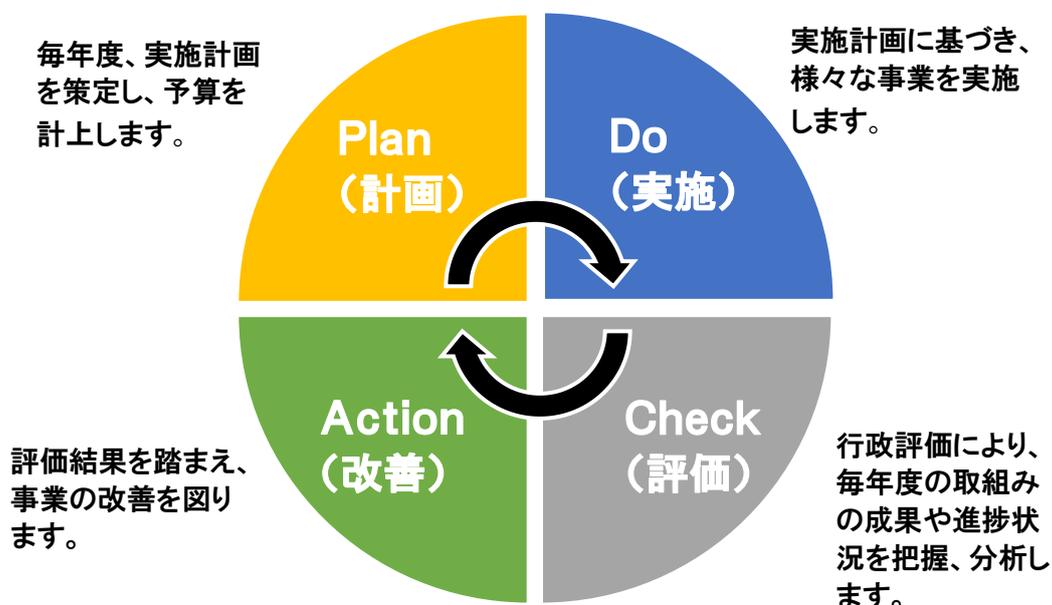
(2) 介護保険料の減免

震災、風水害、火災その他著しく損害を受けた方や、収入が減少された方に対して、介護保険料の減免制度を制定しました。

6 計画の進行管理

計画期間中に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の着実な目標達成に向けて、進捗状況を管理するとともに、保健、医療、福祉、介護者及び被保険者の代表者による「睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会」において、P D C A※（計画、実行、点検・評価及び見直し）の観点から、事業の実施状況の点検及び評価を行い、必要な改善を図りながら、計画を推進していきます。さらに、本計画の最終年度となる令和8年度には、令和22年を見据えた中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画（令和9年度から令和11年度）を策定します。

【P D C Aサイクルのイメージ図】



資料編

1 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

○睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

平成12年8月10日

告示第36号

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者が地域社会において安心して日常生活を営むことができるよう本町における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに介護保険事業の重要事項を審議するため睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の施策に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画実施状況の点検、評価に関すること。
- (3) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの設置・運営に関すること。
- (6) このほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険に係る被保険者代表
- (5) 介護保険に係る費用負担関係者代表
- (6) 議会代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

資料編

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成18年1月1日告示第2号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年10月30日告示第50号)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月11日告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月8日告示第27号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日告示第42号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

NO	職名	氏名	所属	備考
1	委員長	若菜 文雄	社会福祉協議会会長	福祉関係者
2	副委員長	鈴木 壽一	民生児童委員協議会	福祉関係者
3	委員	矢澤 邦公		学識経験者
4	〃	鹿間 毅	睦沢診療所	保健・医療関係者
5	〃	久我 哲也	くが歯科医院	〃
6	〃	更科 廣實	老人保健施設睦沢の里	〃
7	〃	鈴木 妙子	特養睦沢園	福祉関係者
8	〃	新沢 弘樹	特養せせらぎ	〃
9	〃	石井 實	区長会	介護保険に係る 被保険者代表
10	〃	石井 源之助	町民委員	〃
11	〃	小高 正博	町民委員	〃
12	〃	伊原 弘幸	町老人クラブ連合会	〃
13	〃	丸山 克雄	茂原法人会睦沢支部	介護保険に係る 費用負担関係者代表
14	〃	島貫 孝	議会	議会代表

任期 令和3年12月20日～令和6年12月19日

睦沢町
高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度
令和6年3月

発行 睦沢町

編集 睦沢町 健康保険課

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

TEL 0475-44-2576

FAX 0475-44-2527

ホームページ <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>

